

令和6年 6月定例会

# 綾川町議会会議録

( 第 3 回 )

令和6年 6月10日開会

令和6年 6月14日閉会

綾川町議会

令和6年 第3回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第77号

令和6年6月10日綾川町議会議場に第3回定例会を招集する。

令和6年 5月20日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和6年6月10日 午前 9時29分

閉会 令和6年6月14日 午前10時44分 (会期5日間)

第1日目 (6月10日)

出席議員15名

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 川崎泰史  |
| 2番  | 三好和幸  |
| 3番  | 浜口清海  |
| 4番  | 大西哲也  |
| 5番  | 森繁樹   |
| 6番  | 小田郁生  |
| 7番  | 三好東曜  |
| 8番  | 十河茂広  |
| 9番  | 植田誠司  |
| 10番 | 西村宣之  |
| 11番 | 大野直樹  |
| 12番 | 岡田芳正  |
| 13番 | 井上博道  |
| 15番 | 福家利智子 |
| 16番 | 河野雅廣  |

欠席議員

- |     |      |
|-----|------|
| 14番 | 福家 功 |
|-----|------|

会議録署名議員

- |     |       |
|-----|-------|
| 13番 | 井上博道  |
| 15番 | 福家利智子 |

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	辻 村 育 代
総 務 課 副 主 幹	田 辺 由 花
議 会 事 務 局 書 記	津 村 高 史

地方自治法121条による出席者の氏名

町 長	前 田 武 俊
副 町 長	谷 岡 学
教 育 長	松 井 輝 善
総 務 課 長	宮 前 昭 男
い い ま ち 推 進 室 長	福 家 孝 司
支 所 長	宮 脇 雅 彦
税 務 課 長	亀 山 和 成
学 校 教 育 課 長	岡 下 進 一
生 涯 学 習 課 長	中 津 秀 之
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	水 谷 香 保 里
建 設 課 長 兼 長 柄 ダ ム 再 開 発 事 業 推 進 室 長	田 岡 大 史
経 済 課 長	福 家 勝 己
住 民 生 活 課 長	緒 方 紀 枝
保 険 年 金 課 長	辻 村 隆 司
陶 病 院 事 務 長	辻 井 武
健 康 福 祉 課 長	土 肥 富 士 三
子 育 て 支 援 課 長	杉 山 真 紀 子

傍聴人 5人

## 議 事 日 程

6月10日（月）午前9時29分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 綾川町立学校及び認定こども園の学校給食費に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 2号 下水道法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 3号 綾川町民体育施設条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4号 綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5号 工事請負契約の締結について  
(令和6年度綾川町立陶小学校校舎改修工事（建築）)
- 第 8 議案第 6号 物品売買契約の締結について  
(令和6年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車更新事業)
- 第 9 議案第 7号 物品売買契約の締結について  
(令和6年度綾川町綾上学校給食調理場厨房機器購入事業)
- 第10 議案第 8号 財産の処分について
- 第11 議案第 9号 令和6年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第10号 町道路線の認定について
- 第13 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第14 報告第 2号 1 令和5年度（第19期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業報告及び決算について  
2 令和6年度（第20期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について
- 第15 報告第 3号 寄附金の受納について
- 第16 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）
- 第17 発議第 2号 閉会中の継続審査の申し出について（議会広報編集特別委員会）

## 6 月 定 例 議 会 日 程 表

議会運営委員会 令和6年5月

月 日	会議時刻	場 所	会議の区分
6月10日(月)	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	議 場	本会議 議会運営委員長報告 提案説明 一般質問 委員会付託
	本会議終了後	第2会議室	全員協議会
	全協終了後	常任委員会室	議会広報編集特別委員会
6月11日(火)	午前9時30分	常任委員会室	総務常任委員会
	午後1時30分	常任委員会室	厚生常任委員会
6月12日(水)	午前9時30分	常任委員会室	建設経済常任委員会
6月13日(木)	—	—	休会
6月14日(金)	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	第2会議室	全員協議会
	午前10時	議 場	本会議 議会運営委員長報告 委員長報告 ・総務 ・厚生 ・建設経済 採 決

★議案発送は 6月3日(月)の予定です。

★一般質問・総括質問の通告〆切りは 6月5日(水) 11時30分です。

★議会におけるクールビズについて(10月31日まで)

- ・本会議では、上着着用とする。(ノーネクタイ可)
- ・その他は、ノーネクタイ・ノー上着を可とする。\*但し、議員徽章は着用のこと

令和6年 第3回 綾川町議会定例会 第1日目

6月10日 午前9時29分開会

○議長（河野）おはようございます。開会前に、14番、福家功君より今定例会、会期中の欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第3回綾川町議会定例会を開会いたします。なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。

○議長（河野）これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、13番、井上博道君、15番、福家利智子君の両名を指名いたします。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）はい。

○議会運営委員長（福家利）おはようございます。

ただいま議題となりました、今定例会の会期等について、議会運営委員会の報告を申し上げます。去る5月17日、また、本日午前9時より、常任委員会室において議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いました。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず会期につきましては、提出の議案概要及び諸行事等を考慮して、本日より6月14日までの5日間といたしたいと思っております。また、本定例会に提案される案件は、執行部からは、「条例案件」4件、「契約案件」4件、「予算案件」1件、「その他案件」1件、「報告案件」3件、計13件です。

議会からは、「閉会中の継続審査の申し出」2件であります。

なお、議会追加案件として、「所管事務調査通知書」及び「議員派遣」の2件につきましては、協議の結果、今定例会において審議することとして決定いたしました。

次に、本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する「提案理由」の説明をいただきます。その後、各議員から通告のあった「一般質問」を順次行います。

その後、上程されました議案をそれぞれの所管する各常任委員会に付託し、本日の会議は散会といたします。

また、本会議散会後に「全員協議会」、その後、「議会広報編集特別委員会」を順次開催願います。

次に、会期中の常任委員会の開催日程ですが、明日6月11日午前9時30分より「総務常任委員会」、午後1時30分より「厚生常任委員会」、12日午前9時30分より「建設経済常任委員会」をそれぞれ開催願うことといたしました。6月14日を最終日とし、午前9時より「議会運営委員会」、9時30分より「全員協議会」を順次開催した後、10時より「本会議」を再開し、各委員長報告の後、「質疑」「採決」の順で進め、定例会を閉会したいと思います。

以上が、今定例会の会議日程等であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力をお願いしますとともに、十分な審議をしていただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月14日までの5日間といたしたいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。  
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定いたしました。

○議長（河野）日程第3、議案第1号、「綾川町立学校及び認定こども園の学校給食費に関する条例の制定について」から、日程第15、報告第3号、「寄附金の受納について」までを、一括議題といたします。

○議長（河野）本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）おはようございます。本日開会いたしました第3回定例会にご提案申し上げました議案10件、報告3件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町立学校及び認定こども園の学校給食費に関する条例の制定について」は、学校給食費の公会計化に伴い、制度を整備するための条例制定であり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号の「下水道法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行等により、国土交通省が定める「標準下水道条例」が改正されたことに伴い、綾川町下水道条例及び綾川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定が必要となったため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「綾川町民体育施設条例の一部改正について」は、旧綾上中学校が対象施設として規定されておりましたが、企業誘致により株式会社ハイレゾが、旧綾上中学校を利用することが決定し、対象施設から削除する必要があるため、また、綾川町

B & G綾上海洋センターアリーナにおいて空調設備が整備されたことに伴い、空調使用時の料金を規定するため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号「綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について」は、綾川中学校の体育館及び武道館において、空調設備が整備されたことに伴い、空調使用時の料金を規定するため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号「工事請負契約の締結について」は、令和6年度綾川町立陶小学校校舎改修工事(建築)に係る指名競争入札を、去る5月23日に執行いたしました結果、有限会社へビーワン 代表取締役 小川一氏と消費税込み7,084万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「物品売買契約の締結について」は、令和6年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車更新事業に係る指名競争入札を、去る5月30日に執行いたしました結果、株式会社福島商会 代表取締役 福島桂子氏と消費税込み1,562万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号、「物品売買契約の締結について」は、令和6年度綾川町綾上学校給食調理場厨房機器購入事業に係る指名競争入札を、去る5月23日に執行いたしました結果、四国厨房器製造株式会社 代表取締役 片岡敦子氏と消費税込み2,354万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号「財産の処分について」は、香川県より、長柄ダム再開発事業に係る土地の確保のため、綾川町所有地の普通財産売払申請があり、香川県知事 池田豊人氏と、所在地綾川町東分字九十谷乙544番外11筆、地目は山林及び墓地、面積50,818.08平方メートルの土地及び立木について、金額4,431万9,138円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号「令和6年度綾川町一般会計補正予算(第1号)について」は、「新たな住民税非課税世帯生活支援臨時給付金」及び「新たな住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金」として、「物価高騰による家計への影響が大きい世帯である、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するもので、財源として、国の「物価高騰対応地方創生臨時交付金」を活用し、民生費において事業費8,613万円を増額計上し、補正後の歳入歳出の総額を126億528万6千円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号「町道路線の認定」については、開発道路である「堤下線」を町

道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」は、令和5年度の一般会計予算繰越明許費に係る繰越事業は、「個人番号カード読み仮名法制化対応業務」等の11事業であり、総額2億65万7千円を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を議会に報告するものであります。

次に、報告第2号「令和5年度（第19期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業報告及び決算について、並びに令和6年度（第20期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」であります。

まず、令和5年度の決算につきましては、遊休農地解消並びに遊休農地化防止対策として17.1haの農地で「そば」「菜種」「白大豆」「小麦」を栽培し、管理してまいりました。

経常利益は、167万7,278円、法人税等を差し引き、当期利益は、117万2,278円となっております。

次に、「令和6年度事業計画及び予算について」であります。前期に引き続き、農作業受託事業、及び遊休農地対策として昨年と同様の作物を栽培し、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。また、令和5年度から開始した、農家の離農を防止するための小規模農家支援事業の一層の活用を図り、関係機関と連携し、さらなる遊休農地対策を推進してまいります。

令和6年度の収支予算では、257万8,160円の経常利益を見込んでおり、法人税等を差し引き、当期利益金191万2,260円を予定しております。以上の内容で、株主総会におきまして承認をいただいておりますことを、併せてご報告申し上げます。最後に、報告第3号「寄附金の受納について」は、一般寄附金として、高松市新北町14-27 生活協同組合コープかがわ様より5万円、教育振興寄附金として匿名の方々より2万円を、福祉向上寄付金として、匿名の方より、1万円をご寄附いただきました。これらがありたく受納いたしましたのでご報告いたします。

以上、議案10件、報告3件の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） 次に、「議会関係等の3月から昨日までの主な行事関係」につきましては、各々タブレットにて、ご確認いただけたらと思います。

○議長（河野） それでは、ただいまより一般質問を行います。通告順に発言を許します。

○議長（河野） 15番、福家利智子君。

○15番（福家利） はい。議長。15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○15番（福家利） はい。

○15番(福家利) 改めておはようございます。通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。

1点目、「校外学習について」。

文科省による小学校の校外学習の目的は、命には限りがあることや自然の大切さを知ることです。またものごとに対して主体的に行動していく姿勢を、身につけ自分だけでなく他の友達と協力する大切さ、必要性を知ることなども目的です。

校外学習の中でこれまで全く知らないことを経験したり体験したりすることで、子どもたちが新たに興味や関心を抱くようになります。また、初めて出会う困難に対して、自分だけの力で、あるいは他の友達と協力して乗り越える経験を得られます。学校以外でしか行えない授業に参加することで、これまでにない新たな学びの機会が得られます。たとえば、田んぼや畑はどうなっているか実際に触って、体験し、また米や野菜など育てて収穫し、それを食べることで普段の食事の意識も変わるでしょう。

さらに、中学校2年生においては将来に向けて望ましい就労観、職業観を育成するために学校と地域、企業、行政が一体となって連続2日間の職場体験学習を実施しています。社会の一員として働く体験は大変貴重なものです。将来の夢や職業等について学習し、自分の生き方について考えるきっかけになっています。

人の価値観は、物の豊かさから心の豊かさへと大きく変化しています。綾川町の自然とふれあい、豊かな心を育むことの体験は、森林が心身の健康に及ぼせる効果、環境教育の場として果たす役割などに期待が高まっています。子どもたちに「生きる力」を育むためには自然や社会の現実に触れる実際の体験が必要です。教育長の見解をお伺いします。

○教育長(松井) 議長。

○議長(河野) 松井教育長。

○教育長(松井) はい。

○教育長(松井) 福家利智子議員ご質問の「校外学習について」お答えいたします。

校外学習における豊かな体験は、児童生徒にとって「生きる力」を育むために欠かすことのできない大切なものであり、各学校様々な計画をたてて実施しております。

まず、春の校外学習では、身近な地域の施設である商店や工場のほか、古墳や神社などの史跡の訪問、オイスカ四国研修センターを訪問して、農業体験や外国人研修生との異文化交流をするなど、地域の方々と触れ合う体験や、自然や歴史を調べる体験を通して、ふるさとを愛し、大切にしている心情を育てています。

また、授業と関連させて、地域を守る駐在所や警察署、消防署の訪問や、環境施設のごみ処理場の見学を行うなど、体験を通じた学習を大切にしています。

次に、伝統文化の体験として、主基斎田お田植まつりに児童が歌い手や苗渡しで参加したり、滝宮念仏踊り保存会の協力を得て、体験を行うなど、町が誇る伝統文化にふれる機会を積極的に設けております。

その他、県外学習では、香川用水県外水源地学習として、小学4年生で池田ダムを、

中学1年生で早明浦ダムを見学して、香川用水と水の大切さを学んだり、小学6年生では、平和学習として広島平和記念公園を訪問して、平和や命を大切にすることを育っています。

また、中学2年生の職場体験学習では、職場に必要な知識・技能に関心を持つとともに、学校で学ぶことの目的を知ることができるほか、人とのコミュニケーションの大切さや、仕事の達成感、将来の夢や目標など、多くのことを学習できる非常に貴重な場であると考えております。

本町では、今後とも校外学習等を通して、実際に目で見て体験する大切さを教育内容に盛り込み、児童生徒の「生きる力」を大切に育んでまいります。

以上、福家利智子議員の「校外学習について」の回答といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）ありがとうございました。

新学習指導要綱の中で、事業改善の糸口として、主体的対話的な深い学びと、校外学習の関連づけということで訴えて、中身的に言っていますが、先ほど教育長が、ふるさとを愛する気持ちも大事ということでございますが、それぞれのふるさとの里山が、私、あると思うんですが、ここに、先ほど、一般質問の中で最後に言っていますが、自然や社会の現実触れる中で、森林とのね、森林浴という、体にとっていい効果があるということも、検証されているということでございますが、それぞれの校区の中で、里山があり、そこにですね、子どもたちがしっかりと自分の住んでるとこの山を愛し、達成感ができるというふうなこともあると思います。

これまでですね、ある小学校では、6年生の卒業の思い出と含めて、1年生と一緒にですね、その里山に登っているという経験も体験もある中で、今の里山は、本当に荒らされているという状況の中で、これは生涯学習も含めてですね連携していただかなきゃいけない問題でございます。

その里山の改善も含めて、子供たちがしっかりと地域に根づいた学習も含めてやっていただく方向性をどう教育長考えているのか。お聞かせ願いたいと思います。

○教育長（松井）はい、議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）本当に自然に囲まれたですね、環境豊かな綾川町でありますので、どこを見ても、里山いっぱいございます。

残念ながらその登山道であるとか、そういったところもいろいろ、荒れておるといふようなところもあるようでございます。

今でも学校によっては、記念で山登りをしたりとかということやっておられるところありますが、その整備等につきましては、これまたみんなで考えていかないかん問

題でありますので、教育委員会だけでどうのこうのというわけにはまいりませんが、学校に呼びかけは、そういった山を使ったりとか、その森林の中でというようなことは考えていくように、また指導してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○15番（福家利） ありません。

○議長（河野） はい。

○議長（河野） 福家君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○15番（福家利） はい、議長。

○議長（河野） 福家君。

○15番（福家利） はい。

○15番（福家利） 2点目の質問でございます。

「町職員の心の健康対策について」質問させていただきます。

町は全ての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境を目指し、働き方改革に積極的に取り組んでいることは承知しています。業務における過重労働や職場環境における上下関係など人間関係の悩みを抱えた職員がいるのではないのでしょうか。

町全体への奉仕者である職員が働きやすい環境づくり、職場づくりは非常に重要な課題であると考えています。今、目まぐるしく変化する社会環境を受け、様々な法律や制度の改正もあり時代とともに多様化した課題に対応するため、職員の心の健康づくりはどのように取り組んでいるのか町長にお伺いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 福家利智子議員ご質問の「町職員の心の健康対策について」お答えをいたします。

町職員の健康を確保し、快適な職場環境を形成することは、町行政の遂行にとっても非常に大切なことだと考えております。

行政事務が多様化、複雑化する中で、職場での人間関係や様々なハラスメントにより、ストレスを感じ、悩みを抱える職員もおります。

そのような職員の心の健康対策といたしましては、年に1度ありますが、メンタルヘルス研修会、これを開催しております。また、毎年10月には全職員を対象にストレスチェック調査を実施しております。調査の結果、高ストレスに該当する者には産業医の面談を実施し、メンタルヘルス不調の予防を図っております。そのほか、心身の不調や不安・悩みなどを気軽に相談できるよう、綾川町職員サポートカードを作成し、配布しております。議員ご存知でございましょうか。ここに私も持つとんです。私もくれとんです。メンタル、大変なのでこれ持つております。サポートカードでございしますが、

これは、メールでの相談、産業医への相談の予約、外部への電話相談ができるように、それぞれの連絡先を記載したカードとなっております。しかしながらメンタルヘルスの不調により、病気休暇や病気休職中の職員がいることも事実であります。不調原因は千差万別でありまして、職場が原因でない場合もありますが、円滑な職場復帰及び再発防止支援といたしまして、お試し出勤制度を導入をしております。これは長期間職場を離れている職員が、職場復帰前に、元の職場などに一定期間継続して試験的に出勤することにより、職場復帰における不安を緩和するなど、職場復帰を円滑に行うことを目的として、本人の申出に基づき実施するものであります。

これにより、復帰した職員も各職場で現在勤務しております。

職員が家庭と仕事の調和を図るワーク・ライフ・バランス、これに努め、それぞれの職場で生き生きと職務に専念できるよう、これからも職員の健康対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、議員の答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）回答いただきましてありがとうございます。

先ほど町長の回答の中では、年に1回研修会、10月には、ストレスチェックの研修というふうなこともあり、様々な計画策定、やってるということはわかりますが、それが直ちに休務者が減少につながるということではないと私は思っています。

その中で関係者が、役割を明確にするということが大切だと思っております。早期に発見、早期に予防の手続き等々が必要ではないかと思っております。

今、町の職員の皆さんが、本当にストレスを抱えて、ストレスの解消できるような、年休消化がですね、年間本当に1人2桁にはなっていないと私は思っていますが、これちょっと質問ですが、再質問ですが、1年間で大体平均職員の年休消化が何日ぐらいあり、そしてですね、今から、6月からですね10月までの夏季休暇があると思えますが、これ5日間、取れる中身なんです、本当にですね5日間、消化できる人が全員おるのかどうか、この辺、再質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）はい。

○議長（河野）宮前君。

○総務課長（宮前）福家利智子議員の再質問につきましては、いわゆる職員の年休消化並びに夏季休暇の取得日数等についてのご質問かと思っておりますので、お答えをいたします。

まず、職員の年休消化でございますけれども、令和5年につきましては、年休につきましては1人当たりの平均取得日数、これが8.541でございます、今議員ご指摘

の二桁には至っておらないのが現状でございます。

しかしながら本町といたしましては、目標実数としては二桁、10日というところでございますけれども、現実には8日あまりということで、労働基準法におきましては管理者におきましては、5日以上取得するということが基本となっております。

また夏季休暇でございますけれども、6月から10月の間で5日間の取得というところで指導をしておるところでございますけれども、昨年度、令和5年におきまして、5日間の夏季休暇の取得につきましては、79.1%、約8割の職員は5日間を取得しております。

またそれに至らなくなくても4日以上を含めると、89%ですね、の方が4日以上は取得しておるということで、夏季休についても5日間の取得、これにつきましても継続的に、指導を、取得につきましての指導をしてまいりたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。以上、再質問のご答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○15番（福家利） ありません。

○議長（河野） はい。

○15番（福家利） ありがとうございます。

○議長（河野） 以上で福家君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 13番、井上博道君。

○13番（井上） はい。

○議長（河野） 井上君。

○13番（井上） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「ダム中間地域の安心と安全について」。

綾川の洪水調節と、流水の正常な機能維持のため、長柄ダム再開発事業が進められています。再開発後の総貯水量は現在の2倍余となり、ダムも現在より約15m高くなり、治水・利水共に機能の大幅な向上が期待されます。古より、「水を治める者は国を治める。善く国を治める者は、必ずまず水を治める」と言われます。

さて、平成16年(2004年)10月の台風23号では、本町でも大きな水害があったのは記憶に新しいところです。長柄ダムと府中ダムの中間辺りにある、本町北西部の綾川流域の住民の素朴な疑問(心配)は、「上の長柄ダムだけが更に大きくなるのに、下の府中ダムが水を抜かなかつたら、水を抜くのが遅れたら、どうなるのだろうか?」ということです。

当該地域住民の安心と安全、延いては綾川流域全体の安心と安全を担保するため、関連問題も含めて4点の質問をさせていただきます。常体での質問で失礼しますが、本町の見解をお聞かせ願います。

1、平成16年10月の台風では、府中ダム方面から、上流の白髪淵方面へ水が逆流して、大変危険な状態だったとの目撃情報がある。今後の安心と安全を考えた場合、本件逆流の原因追及、分析、総括が必要である。改めて、本町の取り組み内容と見解をそれぞれ

れ伺う。

- 2、ダム貯水量増加に伴い、相応の河道断面積が必要になると考えられる。河道を拡幅できない以上、河床の土砂等の一層の浚渫(掘削)と、中州等の雑木伐採が必要になる。綾川の現在の浚渫頻度・程度、中州等の樹木伐採頻度・程度はどのようになっているのか。護岸整備、堤の嵩上げ、引堤の実績と計画はどうか。また、長柄ダム再開発後の定期的河床浚渫、雑木伐採等はどのように考えているのか。綾川中流域(特に、牛川、羽床上、羽床下、小野地区)での溢水が非常に心配である。
- 3、町道白石線の武徳沈下橋は、大雨の度に大小の漂流物が橋脚と橋桁に引っ掛かり、白髪淵の大屈曲に加えて、綾川の流水を阻害する一因となっていた。綾川大規模特定河川事業にて、武徳沈下橋の架け替え準備が進んでいるが、新しい橋脚・橋台自身が流水を阻害しないよう、断面形状や大きさ等は十分に検討されているのか。また、念のために伺うが、架け替えに伴い、現在の沈下橋は完全に撤去するのかどうか。
- 4、再開発工事に伴い、長柄湖周辺のかなりの地域が水没する。廃棄物規制が現在ほどは厳しくなかった昔、どこに何が、どれだけ埋められたかを知ることは難しいと思われる。清流綾川の名前を冠する本町として、綾川の源流とも言える長柄湖に、水没地域又は・及び水没地域近傍に埋められたかもしれない有毒物質が長柄湖に染み出て、下流域住民に健康被害を引き起こす危険性も考えられるが、問題は無いと明言できるか。埋立物の種類、埋立場所、綾川水質、地域住民健康状況の現在までの調査及び検証状況を伺いたい。

長柄ダムと府中ダムに挟まれた中流域は、特有の危険性を抱えています。洪水リスクの増加、生態環境への影響、両方のダム操作に依存した道路・灌漑設備等のインフラへの影響、家屋や財産の損壊、農作物被害等の社会的・経済的影響等、様々な危険に晒されています。両ダムの管理、調整、連絡ミスは絶対に許されません。

以上、ダム中間地域の安心と安全についての本町の見解をお聞きして、私の質問を終わります。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) はい、議長。

○町長(前田) ご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、府中ダム方面からの逆流につきましては、事実確認までには至っておらず、町としての見解を申し上げることはできないものと考えております。しかし、長柄ダム及び府中ダムでは、令和2年から洪水発生時における被害防止・軽減を目的とした事前放流の運用を開始しており、それぞれの管理者において適切な管理体制のもと、運用されているものと考えております。町といたしましては、引き続き、流域内でのより緊密なダム間連携を、香川県や香川県広域水道企業団に求めてまいります。

次に2点目の河床整理などの対策についてであります。県では「中讃ブロック流域

治水プロジェクト」の中で、長柄ダム再開発事業並びに綾川河川改修工事や河床整理を、重点的に実施する対策として位置付けております。

河床整理や立竹木の伐採につきましては、国が取りまとめた平成30年の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や、令和2年の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による予算を活用し、令和元年度から継続的に実施がされております。また、護岸整備などにつきましては、「綾川水系河川整備計画」に基づき、河川改修工事が進められており、順次、整備が行われていると聞いております。

町としましては、河床整理や立竹木の伐採など、流水の正常な機能維持のために必要な対策に関しては、ダム再開発事業の完了前後を問わず、引き続き計画的な実施を、町村会などを通じまして県に要望してまいります。

3点目の、架け替え後の武徳橋の流水阻害などに対する検討についてであります。新たな武徳橋については、県において、国の定める「河川管理施設等構造令」に基づき設計がされており、十分な検討がなされていると考えております。なお、架け替え後は、現在の武徳橋は撤去することとなります。

最後に4点目の水質汚濁に対する対応であります。事業用地となる民有地などは、境界立会の際に現地確認をしており、現時点で問題となるような埋め立て物については確認がされていないと聞いております。県においてはダムを含む公共用水域等の水質測定計画を作成し、水質測定及び結果の公表を行っております。長柄ダムに関しましても、年3回の水質測定を実施しており、再開発後もこれが継続されてまいります。人の健康や生活環境に係る被害を未然に防ぐためにも、定期的、継続的な監視は重要であることから、県と連携・協力しながら、測定結果について注視をしてまいります。長柄ダム再開発事業につきましては、既設の堤体を15mでなくして、13mの嵩上げでございます。約13メートル嵩上げし、総貯水容量を約2.2倍とするものであり、昨年から用地買収や町道の付替工事など、着実な進捗が図られているところであります。

また、綾川における府中ダムより上流の綾歌工区の河川改修工事につきましても、令和元年度から国の個別補助事業であります大規模特定河川事業の事業採択を受け、重点的な整備が行われております。

いずれの事業も、沿川住民の安全と安心を守る上で、大変重要なものであると考えております。町といたしましても、早期の事業完了に向けて取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○13番（井上）はい。再質問あります。

○議長（河野）井上君。

○13番（井上）何点かございます。

まず1番目に関連して、白髪淵への逆流を確認していないという答弁だったと思いますが、これは私近いということもあるんですけども、大雨のたびに白髪淵、あるいは前後ですね、パトロールしておるんですけども、非常にちょっと危険っていうか、かなり恐

怖を感じる状況ではあります。

平成16年のときも、見た人から私直接聞いてるんですけども、こういう綾川の形状を考えると、もう私前から何回も質問するというか、問題に挙げてるんで、認識はしていただいていると思うんですけども、綾川においては特に白髪淵、航空写真で見ても1発でわかりますけども、あれだけ大屈曲して危ないところ、雨、大雨のたびに危険な状況になるところを全然、町が現状確認してないというか、少しは見られたかもしれませんが、十分な調査をしてないというのは、これはもう非常に問題だと思うんですけども、先般の台風1号のときもかなり水が出てましたけども、今後ですね、もうちょっと真面目にですね、今は不真面目とは言いませんが、もっと気を引き締めてですね、特に白髪淵だけじゃございませんが、かなり危ないところもございますので、今後、十分に見ていただきたいというのと、それについてちょっと考えをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、2番目ですね。これも私も綾川全部、坂出の沖合まで見たわけじゃありませんけども、綾川町内においても、かなり中に土砂が堆積して、土砂自身も相当なもんがありますし、そこに木とか竹とかですね、すごく生えてますし、堤側もかなりの量が、量の木とか竹ですね、雑草その他、いろいろありますけども、これはですねえ、やっぱこれも他の質問と関連しますけども、河道の断面積は狭めている大きな要因となりますし、武徳の沈下橋は架け替えする準備してありますけども、橋げたと橋脚に引っ掛かる原因になりますんで、もう少し、頻繁に、予算との関連もありますけども、先ほどのチェックと兼ねまして、白髪淵のチェックを兼ねまして、河川の中州とか、岸の雑木等の伐採、もう少し注力してやっていただきたいので、今後の計画を含めてちょっとお聞かせをお願いします。

それと3番目の武徳の沈下橋ですけども、これは架け替え後は完全に撤去するというのもう少しは安心してますけども、県もですね、いろいろ十分な設計はされてると思うんですけども、やはり現状の武徳の沈下橋の、今までの実績を見るとかなりちょっともう、木といっても小さい木じゃなくて大きい木が、幹ごと引っかかっているようなそういうときもありましたし、かなり危険なんで、新しい橋ができてですね、橋げたの数とか断面積とかによっては、危険な状況にもなりかねないので、町としても県へ申し入れというか、町自身のチェックも含めて、今後の架け替え後の橋脚、橋台、数、形状含めて、町としても、どのように考えてるのかももう少し具体的に聞かせていただきたいということでもあります。

それと4番目の有毒物質とかの、現時点では確認されていないというような返答を伺いましたが、長柄ダムですね、長柄湖に、注ぎ込む西長柄川とかですね。この辺も当然、長柄湖の、水質の現状に大きく影響しますので、池の方も年3回継続的にやられているということですが、特に西長柄川流入部付近とか、ごみが浮いてたりしたこともあったんですけども、もう少し特に今度再開発終わりましたら、面積が大きくなりますんで、チェックポイントも頻繁にちょっとふやして、チェックの頻度をもう少しふやして

いただきたいということと、西長柄川もかなり流域に、固有名詞は挙げませんが、産業廃棄物業者も近いですし、13メートル水位が上がってることはなかなかないと思うんですけども、13メートル上がった場合はかなり水没しますんで、もう少し、個人が勝手にしてるのはこれはなかなか把握難しいと思うんですけども、業者に対して、どのように現在、先ほど法律に従ってという話もありましたけども、もう少し、要するに具体的にどういうふうな指示をしてるのかということをお聞かせ願いたいというのと、4番を含めて、あんまりこれ言いたくないんですけども、一部ですけども、行政の一部、執行部の一部、立法府の一部、業者の一部ですね、不適切な情報が、もう私も聞いておりますし、町内へ少しづつもう広がってきてるように、私も把握しておりますので、町民に疑念を持たれないように透明性のある、業者指導をし、行政をやっていただきたいと、これは要望というか、注意ですけども、以上について、再度お聞かせを願います。

○建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長（田岡）はい、議長。

○議長（河野）田岡建設課長。

○建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長（田岡）失礼をいたします。井上議員の再質問の方にお答えをさせていただきます。

まず1点目の白髪淵での逆流、これに対して今後、十分に町としても調査なり、内容の検証をとということでございますが、現時点で、町といたしましては、この検証等は考えてはございません。今の時点ではですね、町長答弁にもございました通り、事前放流の運用が始まってございます。この密接なダム間連携につきまして、県と水道企業団、こちらの方に求めてまいりたいというふうに考えております。

次に河床整理ですとか、伐竹ですかね、河川内・河道内の伐竹の計画的な実施ということでございます。

これにつきましては、伐木につきましては、平成30年から令和5年まで継続的に場所を変えてですけれども実施をしてございます。

また、掘削につきましても、平成25年と平成27年から平成30年までの間、またですとね令和4年度、この期間において、こちらも場所を変えて行っておるところでございます。

これにつきましては引き続き、県に対して計画的な維持管理、これをお願いをしてみたい、要望してまいりたいというふうに思っております。

河道の幅が足りなくなる、ダムばかりが大きくなって河道幅が足りなくなるよというようなご指摘もございましたけれども、綾川水系の河川整備計画におきましては、概ね70年に1回程度発生する規模の洪水を、安全に流下させることを目標といたしまして、計画ではですね、府中ダムの上流の滝宮橋付近から綾上橋、この付近までの約5.8キロメートルの区間。こちらを毎秒790立方メートルの洪水を安全に流下させることを目標に改修を行うといった計画となっております。

この計画に基づき、今、ことでん鉄道橋の方から上流にかけて、工事を進めておるといふふうに考えておりますので、こうした整備をいち早く完了させることによって、白

髪淵における逆流ですとか、正常な流下の維持、こういったものにも資するものであるというふうに考えております。

次に、新しい橋、武徳橋に対する町の考えでございますけれども、町長答弁にもございました、河川管理施設等構造令、こちらにつきましては、河川法に基づきまして、河川管理施設ですとか、許可工作物のうち、橋梁などの主要なものの構造につきまして、河川管理上必要とされる安全確保。このための基準値を定めておるものでございまして、これに基づく設計で、新しい橋はこれに基づいて設計をされておるということでございますので、その辺りは問題はないものというふうに考えております。

また西長柄川での水質、検査の強化ですとか、業者への指導についてでございますけれども、こちらにつきましては、西長柄川の水質検査についてはですね、町の方でも年2回、検査を行っております。そうした水質検査の結果、これに引き続き注視をしてみたいと考えております。

業者に対しましては、当然のことながら、法に基づく適正な運用を引き続き指導してみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で井上議員の再質問へのお答えといたします。よろしくお願いたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○13番（井上） はい、あります。

○13番（井上） さきほど1番関連で白髪淵の検証・検討は予定してないということでしたが、現場見てるとですね牛川、羽床上の方からずっと流れてきて、あそこはちょうど上にゲートボールの練習場があるんですけども、そこに回るまでの水流が2つに分かれてて、特に南側の方ですね、まっすぐ直進したような壁にぶつかるような感じになってるんですね。

そこで水がものすごい盛り上がり、町道浦山宮武線でしたかね、あそこで溢水をしそうになるんで、予定はしてないということで、紋切り型のような答弁じゃなくてももう少し、チェックしに行ってみようかなという感じでもないかもしれませんが、もう少し十分に調査を、調査というか、デイリーチェックをして、デイリーまでいなくても大雨のときは検討していただかないと、チェックをしに行っていたいただければと思います。

2番に関連して、綾川の堤の嵩上げのところでですね、引提の計画もちょっとお聞きして、全部言いませんけど、引堤の計画とかもお聞きしてるんですけども、あれが、回答がなかったんで、再度お答えをいただきたいと思います。

それと、4番に関連して、私も4、5年ぐらい前でしたかね、町道西長柄線を全部チェック、チェックというか自分の感覚でチェックしたんですけども、先ほど申しました会社の設備の近辺ですね、何月ごろか忘れちゃったけども、車から降りたら、この辺の方言でいう鼻がもげるようなですね、相当の強烈な異臭がしてまして、設備の下に西長柄川に、流れ込む配管、排水用の、30センチはくだらんと思うんですけども、下がトンネル、トンネルというか、パイプの下は真っ黒けで、一部ちょろちょろ流れとったかちよっと記憶定かでないんですけども、先ほど年に3回ぐらい何かチェックされてると

聞きましたが、およそあれを人体に無害とか、問題ないとかいえる状況じゃないと思うんですけども、町の方でも、いろんな町道とかチェックをされてると思うんですが、西長柄、別に、本件、西長柄線に限ったことじゃないんですけども、長柄ダム関連で聞いてるんで仕方なし言ってるんですけども。長柄川の水質とこです、もう少し、これはあの辺もっと重点的にですね、頻度も、程度も上げてチェックしないといけないと思うんですけども。現状西長柄川の町道チェックも、そこ走ってですね、西長柄川の状況とか、どれぐらい頻度とチェックされてるかその辺を、再度伺いたいと思いますよろしくをお願いします。

○議長（河野） 田岡建設課長。

○建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長（田岡） 井上議員の再々質問にお答えをいたします。

白髪淵付近のですね、大雨時での十分なチェックを、ということでございますけれども、当然のことながら、大雨時ですとか、ダムの放流時、こちらに関しましては、武徳橋、こちらは通行ができなくなりますことから、町の職員において、通行止め等の措置を行っております。

その際には、河川の状況なども見まして、防災部局との連携もとりながら、安全の確保に努めておりますし、今後もそういった対応をとらさしていただきたいというふうに考えております。

引提の具体的な計画ということでございますけれども、これにつきましては、箇所ごとに断面ですとか、堤体の高さ、こういったものは変わってまいります。

先ほども申しました、70年に1度の大雨時、この雨量、水量を、安全に流下させる、このために、引提ですとか、護岸の整備、これを行うという計画になってございます。

3点目につきまして、西長柄川の水質のチェックでございますが、これ町の方では、2回ほど、年に2回ほど水質検査の方を行っております。この結果につきましては、当然のことながら、公表をさせていただいておりますし、その内容に異常がある場合には、速やかに適正な措置をとってまいるものというふうに考えております。

またですね、町道の西長柄線の点検の際に、同じく水質のチェックを、ということでございますけれども、水質チェックに関しましては、必要な機材等々もございまして、目視だけでは本当に水質というものは、チェックというのができないものだというふうに考えております。こういったことから、道路パトロールと合わせた形での河川の状態のチェックっていうことは、現在のところは考えてございません。

以上で井上議員の再々質問へのお答えといたします。

○議長（河野） 以上で、井上君の一般質問を終わります。

○議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

○13番（井上） 町民に疑念を持たれないようにひとつ、よろしくをお願いします。

休憩 午前 10時37分

再開 午前 10時50分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）11番、大野直樹君。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい、11番大野です。

○11番（大野）それでは一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず「本町の熱中症対策について」お尋ねいたします。

近年、気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送される方は、毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移をしております。

環境省と気象庁では令和3年度から「熱中症警戒アラート」の運用を行っており、更には令和6年度、今年度4月24日より、従前から運用してきた「熱中症警戒アラート」に加え、「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始をされました。気温が特に高くなり、熱中症により、人の健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合に発表されるそうです。

香川県でも、令和6年5月では、25度を超える夏日が14日、真夏日(30度)に迫る29度以上の日が3日ありました。35度を超える猛暑日や熱帯夜の年間日数も増加しており、今後も増加すると予想をされております。

年々気温が上がる中で熱中症で病院搬送される方も増えてきております。病院に搬送されて命をとりとめることができた方は良いものの、最近では児童やお年寄りが意識を失い自宅で熱中症により命を落とすというようなニュースもよく耳にします。

そこで、何点かお尋ねいたします。

1、高齢者への熱中症対策についてお尋ねをいたします。

高齢者への熱中症対策について具体的にどのようなことを行っているのか。

次に、民生委員やケアマネ、ヘルパーなどの民間業者との連携はどのように協力依頼をしているのか。

次に、町民に対して(特に高齢者や障がいをお持ちの方の家庭等)に対する広報及び注意喚起はどのようにしているのか。広報や防災無線以外の新しい取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

次に、ネッククーラ(冷却ジェル)や熱中症予防シート、最近では液晶温度計が付いているものもあるそうです、などの配布についてはどのように考えているのか。

2、一人暮らしの方の対応についてお尋ねいたします。

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦、障がいをお持ちの方で、経済的理由や何らかの

事情によりクーラーの未設置家庭の状況を把握していますか。

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦、また障がいをお持ちの方など、情報弱者への注意喚起や熱中症対策など具体的にどのように行っていますか。

3、高齢者や障がい者、低所得者に対するクーラー設置や、電気代の助成等はどのように考えていますか。考えていないようであればそれをカバーできる方法を教えてください。

4、本町のこども園について

本町のこども園等の熱中症対策の為のガイドラインに沿った形でマニュアル等は整備されていると思いますが、ここ数年で保育中に熱中症になってしまった児童は何人くらいありましたでしょうか。また重傷になったケースはどのくらいありますか。

次に、この度の、特別警戒アラートの運用により、アップデートした内容や対応策を教えてください。

次に、外で遊びたい児童、もし何かあったときの対応を考えると、全ての遊びに制限がかかるが、遊びを止めない工夫や、外遊びやプールあそび等の対応を教えてください。

次に、関わっている職員の負担にならないために、町としての今後の対応策を教えてください。

5、各種イベントについてお尋ねいたします。

イベント開催時に熱中症特別警戒アラートが発表されたときの対応について現時点でどのように考えているのか、町の見解を教えてください。またその際、できる限りのクーリングシェルターなどの設置をお願いしたいが、町の見解を教えてください。

よろしく申し上げます。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加の傾向が続いております。今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれるため、熱中症の発生の予防強化を目的に、気候変動適応法の改正が行われ、本町でも熱中症特別警戒アラート発表時の対策として、綾川町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置を進めております。

1の「高齢者への熱中症対策について」の1点目ではありますが、熱中症による健康被害を防ぐために、気温の高い日が続くこれからの時期に備えて、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行っております。その際、厚生労働省や環境省が作成しておりますリーフレット等を活用しております。

2点目ですが、民生委員や民間事業者が高齢者宅への訪問の際などに注意を促して

いただくようお願いをしております。また、ケアマネ会議等でも熱中症対策について連携を図っておるところであります。

3点目ではありますが、現在行っている広報掲載や防災行政無線による周知に、関係課との連携によるホームページへの掲載を進めてまいります。また、ケアマネや相談支援員との連携も研究をしております。

4点目でございますが、現在のところ配布の予定はありません。

2の「一人暮らしの方の対応について」の1点目ではありますが、状況の把握はしておりません。

2点目ですが、先にお答えした方法と同じく、リーフレットや広報誌、防災行政無線等で実施をしております。

「高齢者や障がい者、低所得者に対するクーラー設置や電気代の助成等について」は、これについては、考えておりません。低所得世帯につきましては臨時給付金の給付により支援を行ってきているところであります。

「本町のこども園について」の1点目ではありますが、ここ数年で保育中に熱中症になった児童はおりません。

2点目ですが、この度の特別警戒アラートの運用により、アップデートした内容や対応策はありませんが、ガイドラインやマニュアルの再確認を行い、熱中症の症状や環境要因の理解を図っております。今後も、全職員で熱中症にならないように対策を講じ、保育を行ってまいります。

3点目ではありますが、こども園では、その日の気温や湿度等を考慮し、無理のない活動計画を立てております。一人ひとりの子どもの体調を把握し、活動中も確認をしております。活動中には、水分補給の声かけ、遮光ネットやミストを活用し、熱中症対策を行っております。また、子どもから「体調が悪い」と言いやすい環境づくりにも努めております。

4点目ですが、職員が計画的に夏季休暇を取れるよう、保育スタッフ、学生アルバイト等ではありますが、募集をかけ、職員自身が自己の健康管理を行い、心身ともに健康で保育ができるようにしてまいります。

5点目の「各種イベントについて」は、熱中症特別警戒アラート発表による人への健康被害を考慮し、駅バルなどイベント会場ごとに、周辺の施設や店舗などの状況を見ながら、避難施設として協力を得られるよう、主催する関係団体と連携をしていきたいとそうように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい。

○11番（大野）2点再質問させていただきます。まずですね、一人暮らしの高齢者や障

害者の方、また、経済的理由のクーラーの未設置の家庭を把握してないということですが、いろんな会議、ケアマネ会議だったりとか、いろんな会議がありますので、できればこういったところもですね、併せて確認したほうがよろしいかなと思っております。これ重層的支援事業の中で、加わってくることかなと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

この件については災害時の要避難者のリストを作るときに合わせてやっていけば、確認していけばですね、およそ確認がとれるのかなと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思っております。

あと、もう1点がですね、各種イベントのクーリングシェルターについてですが、住民課の方でもクーリングシェルターを庁舎内に設置していくというようなお話で、町長答弁の中でも、各団体と協力していきたいというようなお話もありました。ぜひですね、各イベント時に、地域の企業さんに声をかけて、協力していただけるような体制を、ぜひとっていただきたいと思いますが、その2点ちょっとお尋ねいたしたい。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） はい、議長。

○健康福祉課長（土肥） 大野議員の再質問についてお答えします。

一人暮らし等の弱者、そういう方のクーラー未設置につきまして、把握はできてないというところがございますけれども、今までも民生委員、それからケアマネージャー等に、そういった内容の報告はございません。で、今後ですね、おっしゃられる通りですね、そういう重層等ですね、会とか、そういうケアマネ会議等で情報を集めたいというふうに思います。

また要支援の避難行動計画の案内にどうかという話もありますが、これについてはまた検討させていただきたいと思います。1点目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 緒方住民生活課長。

○住民生活課長（緒方） はい、議長。

○住民生活課長（緒方） 大野議員の2点目の、各種イベントのときのクーリングシェルターの件ですけれども、大野議員さんがここで言われているクーリングシェルターは、町長が指定するクーリングシェルターの目標としているシェルターとは異なっていると考えられます。

しかしながら答弁でも申し上げたように、周辺の施設や店舗などの状況を見ながらですね、避難施設を増やしていけるように、今始まったばかりなので、これから連携をとりながら進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○11番（大野） 議長。

○議長（河野） はい、大野君。

○11番（大野） はい。

○11番（大野） 先週の新新聞とかもですね、見てみると、温暖化のペースが史上最悪。香

川県におきましては、池田知事が温暖化対策を関係省庁に要望していくというような内容がありました。これ、熱中症だけでなく、もうこれもう災害、言葉悪いですけど、災害というようなとらまえ方ですと、例えば熱中症警戒アラートが出たときに、農家さんももちろん被害もありますし、農作物の被害もありますので、各課連携をとって進めていただきたいと思います。これ、もう要望として終わらせていただきます。

○議長（河野） はい、大野君の1問目の質問が終わり2問目の質問を許します。

○11番（大野） 議長。

○議長（河野） はい。大野君。

○11番（大野） 2問目の質問に入ります。

「多様な居場所づくりについて」お尋ねいたします。厚生労働省によると、「ひきこもり」とは、半年以上自宅に閉じこもり、仕事や学校に行かず、家族以外の人とほとんど交流しない状態を指します。

この問題は長い間、子どもや若者に限られていると考えられていましたが、近年では40代、50代にも多く見られ、高齢化が進んでいることは行政課題のみならず、私たち議員としても関係地域の大きな課題だと思っております。

ひきこもりの原因は多岐にわたりますが、社会から孤立し、居場所を失い、新たな居場所を見つけられないまま、ひきこもり状態になり、当事者やその家族は社会から孤立をし、相談できずに苦しんでいます。多くの方は社会に参加し働きたいと願っています。

地域コミュニティが多様化する中で、居場所や就労機会を提供することで解決できることもあると考えますが、何点かお尋ねいたします。

- 1、本町に当事者や、当事者の家族同士情報交換できる家族の会などがありますでしょうか。
- 2、就労の機会を提供できる場づくりや対策はしてきましたでしょうか。また、今後仕事のマッチングや就労の機会や情報を提供していく必要があるがどのように考えていますでしょうか。また、それをどのような団体と協力するのか、どのような会議を行いどのような支援協力体制をつくっていくのか教えてください。
- 3、最近ではメタバース等を利用した交流サイトやオンライン上の広場などがありますが、本町としてこのような、取り組みについてどのように考えているのでしょうか。町独自で構築していくのか他の団体やNPOなどの組織と協力していくのでしょうか。
- 4、安心して参加できる、広場や居場所づくりについて町として行ってきたこと及び、今後検討していることについて教えてください。
- 5、地域社会の中に活躍できる場所づくりが着目されていますが、町としてどのような居場所を提供していくのか教えてください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 2つめの質問にお答えをいたします。

まず1点目の家族同士情報交換できる家族会ではありますが、令和5年6月より、「なの花の会」、これを毎月第2木曜日の午後、子育て支援施設きらりで開催しております。引きこもりの方だけではありませんが、家族のことで悩みがある方のために家族会として開催し、毎回2～6名の参加があります。

次に2点目の就労機会を提供できる場所づくりや対策ではありますが、こちらも令和5年7月から「出張サポステ個別相談会」、これを毎月1回、町社協といきいきセンターを交互に会場として、15歳から49歳の方を対象に就労に関する相談会を開催をしています。引きこもりなどで働きたい気持ちはあるけれど、働いた時の失敗体験などがあり不安という方などが、かがわ若者サポートステーションの職員の相談を受けることができ、自信を回復し、働きだす力を引き出して職場定着するまでの間、相談や支援が受けられるということでもあります。相談者の能力に見合う職場をマッチングさせ、長く働ける職場を紹介できるよう支援をしています。

次に3点目のメタバースを利用した交流サイトやオンライン上の広場を利用した取り組みではありますが、仮想空間を利用した交流は、他者との直接対面がない分、参加はしやすいと思いますが、誹謗中傷もあると聞きます。逆に自信を失い社会参加のきっかけをなくしてもいけませんので、慎重に検討したいと思います。町では今年度から、参加支援事業を始め、会うことができる方や家から出てこられる方に対しては訪問や相談、事業委託先の職員と同行支援を行い、居場所や就労先へつなげる取り組みを行っております。

次に4点目の広場や居場所づくりについてですが、まずは開始したばかりの事業について、具体的に対象者の状況を確認しながら、内容を検討していく段階だと思っております。

5点目のご質問にも関連してお答えをいたしますが、現在行っている居場所、就労支援をさらに参加、相談しやすいものにアップデートしていき、つなげる仕組みも改善できるところは改善してまいりたい。その中で、「こういうものがあつたらいい」などというニーズをお聞きし、新しい事業を展開すべきであれば、検討をしてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○11番（大野） 議長。

○議長（河野） はい、大野君。

○11番（大野） はい。

○11番（大野） 2点質問させていただきます。3番目のメタバース、オンラインですね、仮想空間の問題ですが、確かにその誹謗中傷等もありますが、やっぱり参加できる機会を作っていくっていうのはすごい大事だと思いますし、様々なその広場だったり参

加する場所があることによって、いろんなチャレンジができますので、ぜひ今後そういったことも踏まえて、考えていただきたいなと思いますし、県が進めておるひきこもりの支援事業の中でも仮想空間使ってやっているところもありますので、ぜひ研究していただきたいなと思っております。

あともう1点が、こういった問題を、先日、昨年度末に開かれた中小企業振興会議などにもぜひ入れていっていただきたいと、委員会もしくは、何かその他の会議でもやっていただきたいなと思います。

それはなぜかという、やはり福祉の方や民生委員や、そういった方だけでは、この問題を解決しないと思いますのでぜひ働く場所を、をまず考えてもらう、企業に考えてもらうという意味で、ぜひ中小企業振興会議等にも、取り入れていただきたいと思いますが、2点お願いします。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） 大野議員の2点目の多様な居場所づくりについての再質問についてお答えいたします。メタバースを使った仮想空間の中での交流サイト、これにつきましては、香川県が業者に委託して、一応作っているということで、まだ、できて間がないということもあります。今回こういったことを利用して、交流を促すということも一理あると思います。

先ほど町長答弁にありましたような、誹謗中傷等の内容も吟味しながら、個々に、この方が向いている、そういった方に進めるとか、そういったつなぎ方をしたいなというふうに考えております。それから、この新しい事業の中のこういう進める、就労支援の中での、中小企業振興会議ですかね。そちらさんのですね、参加があれば、もちろんそういう支援につながっていくというふうに考えております。

またこれにつきましても、まだ重層の会とかに、一応提案してみたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○経済課長（福家） はい。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい。

○経済課長（福家） 大野議員さんの再質問でございますけれども、健康福祉課と連携を図りながら中小企業の方にも働きを掛けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○11番（大野） はい、ありません。ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、大野君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 2番、三好和幸君。

○2番（三好和） はい、議長。

○議長（河野） はい、三好君。

○2番（三好和） 2番、三好和幸です。

○2番（三好和） 通告に従い、一般質問を行います。

「高齢者等福祉タクシー助成事業について」お伺いします。

香川県下において交通事故の大半は高齢者が占めており、高齢者の事故防止の観点から運転免許自主返納者に自動車に代わる制度として、綾川町ではデマンドタクシー、町営バス、琴電運賃半額ゴールドイルカ事業がありますが、中でも、コロナ対策として始まったあんしんタクシー助成制度ですが、この制度はデマンドタクシーのような予約などなく、町営バスのようにバス停まで行かなくてもいい、乗車、降車場所いずれかが綾川町内であれば利用の目的は特に限定しない、また一人でも乗れるなど、町民には喜ばれる制度であります。

今年度から高齢者福祉タクシー助成事業となり、諸物価が高騰する中で、助成券も利用者一人につき一会計年度 24 枚となり、前あんしんタクシーの二倍となり、近隣の自治体並みの年間 1 万 2 千円となり大変喜ばれる制度です。その制度の中に、本人及び同一敷地内で居住するすべての者が自動車運転免許証を有しておらず、かつ 5 項目の条件に該当する者とがありました。

高齢者の方からは、この制度は縛りが多くて使えないなど不満の声が多く寄せられます。高齢者の方が困っていることは、運転免許証を自主返納したことにより、車に乗れない等、食料品の確保、病院に行くのにも支障が出ており深刻な課題となっております。

買い物支援策として移動スーパー「お使いサービス」など利用しますが、このままでは一人暮らしの高齢者しか使えないとの声を多く聞きます。

本年四月から始まったこの制度が一か月もたたないのに 200 件を超える申請があったそうです。ぜひ、「同一敷地内の全ての者が自動車免許証を有さない」の条件を見直していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 三好議員のご質問にお答えをします。

本町におきましては、高齢者等の移動支援といたしまして、デマンドタクシー等の公共交通や買い物支援の移動スーパーなどを実施しているところであります。

「あんしんタクシー」については、令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症の感染対策の一環として、人と人が密になることを防ぐことを目的として、コロナが感染症法上 5 類になった昨年度まで実施をしてきたところであります。

その後の対応といたしましては、日常生活の買い物、通院とか役場への申請などの移動手段に困っている高齢者等の支援を目的に、「高齢者等福祉タクシー」を制度設計し、本年度から新たにタクシーチケットの助成事業として開始したものであります。

この制度は、免許証を有しない方で、75歳以上の方、障害の重い方などの条件に該当し、送迎する方が身近にいない方を対象としており、他の公共交通や買い物支援制度などと併用していただきたいと考えております。しかしながら、利用率等の状況や実施する上での問題点などにより、将来に向けて制度の再設計も必要であるとも考えております。

以上、ご質問の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい。議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。議長。

○2番（三好和）助成事業申請者の中に、申請に来て、窓口で、それでは後でまた調べさせていただきます、ということになれば、その場で取り消して帰る方もおられるそうです。

ですから虚偽の申請をしてでもね、この助成券をありがたいというお話だと思うんです。やはり町民から喜ばれる制度だと思います。

同一敷地内には、お子さんやお孫さんと住んでおられる方もたくさんおられますが、若い方は、昼間はやっぱり働きに出ますし、生活のリズム、スタイルも異なります。

昼間はもうお年寄りだけになってしまいますから、また利用目的をこの制度は問いませんから、高齢者の中にお友達同士で、出かけたり、町外に買い物に行ったり、それは、1回ずつ、わずかなお金ですけども、助成してもらえるってことはすごく魅力だと思うんです。

ぜひ、前向きなご答弁を再度お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい、議長。

○健康福祉課長（土肥）三好議員の再質問についてお答えいたします。

このあんしんタクシーは町長答弁にもありましたようにコロナ対策ということで、密にならない、一緒に出かけないということが目的で、一応こういう事業をやってきたわけですが、コロナが終わったということで、もうこれを白紙に戻して、そこからの制度設計というところで行う、としたものでございます。

本当に困っている方として、考えておまして、今までこのコロナのあんしんタクシーで、4年間、いろんな使いやすさ、そういったもので、言い方は適切でないかもわかりませんが、これにも慣れてきたというところはあるとは思っています。

ただここに来てコロナは収束いいですか、まだ感染の予兆はありますが密とかその辺はもう言われてないというところで、今後、こういったタクシーの事業、これについては、とりあえず制度として発足したものでございまして、同一世帯の中で、日程を合わせるとか、買い物の日時を土日に見るとかそういった、一応工夫をしていたりしながら進めていただきたいというふうに思っております。

先ほど町長が申しましたように、今後ですね、そういったご意見、皆さんのそういう状況等を把握しながら、まだ再度設計をし直すというところも考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

- 議長（河野） 再々質問はございませんか。
- 2番（三好和） はい、ありません。
- 議長（河野） 以上で、三好君の一般質問を終わります。
- 議長（河野） 5番、森繁樹君。
- 5番（森） はい。議長。
- 議長（河野） 森君。
- 5番（森） 5番、森です。
- 議長（河野） 森君。
- 5番（森） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

「20周年を記憶に残るものに」。

来年度は喜ばしいことに綾川町合併20周年を迎えます。それに関して質問をさせていただきます。

- 1、10周年の際には、「綾川町合併10周年記念PR事業」を行う者に対し補助金を交付したと思います。これの結果、何事業に交付し、総額いくらだったのか、またその結果・効果を教えてください。
- 2、来年度は20周年を、どのようなことを行うと考えているか教えてください。
- 3、また提案ですが、「ギネス世界記録」に挑戦してみてもはどうでしょうか。

いくつかの事例を紹介します。

埼玉県吉川市では市制施行20周年で吉川産米を使って、「同時に食べさせ合うペアの最多数」という記録に挑戦しました。おにぎりを一緒に食べさせようという。850ペアでした。

これは一例ではありますが、非常に数が多くとても大変な取り組みである反面、メディアが動くのでPRという点では効果が高かったと思います。

また、長崎県ですけれども、新上五島町では、市政10周年の記念イベントで特産品である「五島手延うどん」を使って、「連続して流し麺をキャッチした最多人数」という記録に挑戦。165人で挑戦し、110という記録でギネス世界記録を達成しました。

ギネス認定には、挑戦内容にもよりますが、お金や時間がかかるという困難な点もありますが、非常にメディアを利用したPR効果も十分にあると思います。

また、こういったケースもあります。

自治体ではありませんが、大川青年会議所が、小麦産地の筑後平野にちなんで世界記録を目指そうと、1,430メートルの世界一長いうどんに挑戦。目標手前で断念するも記録を更新。登録料の問題でギネス更新への申請を見送りましたが、達成感のなか、うどんをすすったというものです。

この記録は現在更新されていますし、長い麺の挑戦はギネス非公認で各地で行われ

ています。非公認であっても、目標に向かってみんなで挑戦するという事は、子どもたちにとってもいい要素ですし、達成感を味わえるとはあると思います。

時間や予算など限りあるものの中で行う事として厳しい部分もあると思いますが、現在行っている比較的人が集まっているイベントと併催し、その中のひとつのコンテンツとして開催することも視野に入れ、検討してみてもどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

1点目の、「綾川町合併10周年記念PR事業の補助金交付」であります。平成28年度に綾川町合併10周年記念PR事業補助金といたしまして、7件の申請に対しまして1件あたり10万円、合計70万円を交付しております。内容については、イベントに10周年の冠をつけてもらうものや、綾川町の農畜産物を使った食材でのPRなど、様々な趣向を凝らしたものとなっており、皆様の力をお借りして、各方面に綾川町合併10周年のPRができたものと思っております。

2点目の、「来年度は20周年としてどのような事を行うか」についてであります。令和7年度及び令和8年度に予算を計上し、実施予定であります。具体的な計画はこれから策定をしておりますが、令和7年度には大阪関西万博2025と、香川県では瀬戸国際芸術祭があります。国外及び県外から、大勢の観光客の来県が見込まれるところがあります。この機会に綾川町のことも知っていただき、綾川町に足を運んでいただけるような魅力的な発信をしていきたいとこのように思っております。

3点目の、「ギネス世界記録への挑戦」についてであります。10周年の記念PR事業については、補助金により綾川町のPRに大きな効果があったと思っております。記念式典については、時期も含めてこれから検討していくこととなりますが、PRイベントは綾川町主催ではなく、各方面、各団体の皆様の力もお借りして、20周年を盛り上げていけるよう、より幅広い事業に交付できるような、20周年記念PR事業の補助を検討してまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○5番（森） はい、議長。

○議長（河野） 森君。

○5番（森） 答弁ありがとうございました。

これから考えていくということですが、10万円の補助を7件行ったということですが、例えばそれをドーンと集めて、ドーンとおっきいものを行うっていうことのアプローチ、シミュレーションを、比較してどうっていう検証も行っていただきたいな

と非常に思っています。

で、ドーンと行うっていうところに20周年というか、町政ってやっぱこうみんなで作ってきたものなので、町民の人にもしっかり参加してもらおうっていう形っていうのが非常に大事だと思うんで、そういう意味では、10周年のときの補助事業っていうのはそういう意味ではいいと思うんですけれども、大きく、アップデートしたものをするっていうところに関して、実行委員会の立ち上げっていうのはどうでしょうかっていうのをちょっと提案させていただきたいなと思います。

で、これを募集募ってやりたいな、盛り上げたいなっていう気持ちのある人に、しっかりやってもらいつつも、舵取りは町がしていくのかなとも思うんですけれども、そういった方向性っていうのはどうでしょうかっていうところが1つお伺いしたいというところです。

その中の、ドーンと行う事業の1つの例としてギネスがあるだけであって、盛り上がるものであったら僕は何でもいいとは思いますが、そういうところも視野に入れていただきたいなということと、ギネスのこと僕やっぱを推したいのでちょっとギネスの事も話をさせていただきたいんですけれども、なかなか850ペアとかなかなかこうちょっと無理だ、難しいなというところとかあると思うんですけれども、新しいものを申請するっていう形もありますんで、なかなかその審査基準って記述厳しいところっていうふうにも聞いてますが、それが、もし通るなら、これは良いものになるんじゃないかなっていうところがちょっと僕の思うところであります。

あと、これ通告にもしてないんであれですけれども、生徒や学生というか子どもたちに、これ企画をさせるっていうのも、1つの何か目標を達成するっていうところに、それをもう決めるところから、子どもたちがするっていうのは教育的にもいいと思うんで、そういうふうな観点からも、経済とは別で、考えていくっていうところはどうかかって、これは要望として検討していただけたらと思います。

そういう観点でいくと、もう全課がやっぱ、関わることで、いろんな案出して、20周年盛り上げるものになっていただけたらなと思います。要望ばかりだったんですけど最初のところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい、議長。

○議長（河野） 総務課長。

○総務課長（宮前） 森議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、10周年の際に、10万円を7件の事業の助成ということではございましたけれども、これを集約して、大きい事業として活用、またシミュレーション検証してはどうかということと、実行委員を設置して、その内容について協議、検討していただければという要望もありましたけれども、これにつきましては10周年の際にも当時、実行委員会は設置して、内容について協議をしておるところでございますので、今回20周年につきましても、この部分につきましてはこれからも検討という余地はあ

うかと思えます。

また2点目の議員のイチオシというところになるのでしょうか。ギネスというところではあるんですけども、内容的なものにつきましても、どういったものができるかっていうのをまず検証していかなければならないというふうに思いますので、実行委員会等が立ち上がった場合ですね、また検討もしますし、各種関係団体においてもそのギネスっていう部分について、もし提案があればその辺の議論・研究もしていくというのも当然出てくるのかなと思えます。

いかんせん限られた費用の中ではございますので、まずもっては住民の方の参加、20周年を感じていただける事業っていうのを、我々としては考えていきたいというふうには思っております。

また児童生徒等からの提案を受けてというところではございますけれども、これにつきましても、関係機関、学校等も含めまして、20周年に向けた、これは学校としての取り組みっていうのもあろうかと思えます。

そういう部分も含めまして打診をいたしまして、学校なら学校なりの取り組みというのも考えていただければ、いいのかないうふうに思ったりしておりますので、すべてにおきまして関係機関とも連携しながら、これから検討してまいりたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家） はい。

○議長（河野） 福家君。

○いいまち推進室長（福家） 森委員の質問に補足で答えさせていただきます。総務課長、答弁の通りであります。関係人口の創出、地方創生の担当課といたしまして、森委員のご質問、ご意見はですね、非常に参考になるものと思っております。

特に、大きなものをみんなで開催するという点につきましては、現在、いいまち推進室の方で進めております過疎地域活性化事業の方にも、共通のことでありまして、これは地元住民の方がみずから考えて、イベント等について考えるようなことでございまして、そういったところも、これから進んでいきますので、参考にしたいと思っております。

もう1つですね、生徒や学生に考えさせるというところでございますが、地方創生総合戦略の中の、K P Iの方にもあります通り、地域に愛着を持たせるという観点もございまして。生徒や学生にこういったところを考えさせることで、地域に愛着、シビックプライドの醸成にもつながると思っておりますので、関係機関ですね、連携して取り組みたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○5番（森） はい。議長。

○議長（河野） はい、森君。

○5番（森） たくさん答弁ありがとうございました。この一般質問のみならずですね、こ

れからも、僕らも、僕らって言っちゃった、僕も意見をしっかり出して提案させていただきたいと思いますし、住民の皆さん、町、そして議会も、もちろん盛り上げる気満々でございますので、どうぞ、みんなの心に残るものに、そして30周年、40周年、50周年都市となっていけるように、アップデートしていきたいなと思っております。ありがとうございました。

○議長（河野）以上で森君の一般質問を終わります。

○議長（河野）4番、大西哲也君。

○4番（大西）はい、議長。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい、4番、大西哲也。

○議長（河野）大西君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○4番（大西）それでは、通告に従い一般質問を行います。

「災害時協力井戸の普及を」。

東日本大震災、能登半島地震等、水道の断水により、長時間にわたって水の確保ができず、被災者が大変不便な生活を余儀なくされました。

来たるべき南海トラフ地震対策においても、飲用以外の掃除、洗濯、トイレ排水等に使用するいわゆる生活用水の確保も課題となっております。

そこで、昨今関心が高まっているのが井戸の活用です。井戸は地面に対して垂直に伸びているため地震の影響は受けにくいとされており、自治体によっては地域の避難場所へ防災用井戸の新たな設置や、現存する民間の井戸の所有者に対して協力の呼びかけが行われております。

また、国土交通省による能登半島地震災害対策の資料には緊急水源として地下水の活用事例が挙げられており、地域防災計画の中に位置づけられているケースに加え、石川県羽咋市では防災情報として地震発生翌日に利用できる井戸水の案内のメール配信や、同じく穴水町では家庭の井戸水を避難所のトイレ用水としての活用が報告されております。

綾川町においては、農業を基幹産業としていることもあり、農業用水への利用に民間の井戸が一定数はあるように感じますが、災害時の活用については自助レベルに留まっており、共助の側面をより充実させるためにも行政の協力が必要なのではないでしょうか。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

- 1、綾川町における井戸の数と場所の把握は。
- 2、災害時協力井戸に対する所見と募集の検討は。

以上、2点、答弁よろしく申し上げます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

現在、把握している町内の井戸の数でございますが、約 200 基であり、その内、過去の渇水時に調査した際の検査で飲料水として使用できる井戸は、約 20 基であると把握しております。

2 点目の、「災害時協力井戸に対する所見と募集の検討」についてであります。先の能登半島地震においても断水が続き、飲み水やトイレ、洗濯などの生活用水が長期間使用できない事態が発生をしております。

そういった場合での井戸水の災害時の有用性については、検討の余地はあると認識をしております。今後、現在、把握している井戸について、現在の状況や災害時の使用方法及び所有者の協力について調査検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4 番（大西）はい、議長。

○議長（河野）大西君。

○4 番（大西）答弁ありがとうございます。

200 基あるということですが、一応僕の方でも井戸を持たれてる方にちょっと聞き取りをしました。こういった災害時に、仮にこういった利用を促した場合どうなのかということで、概ね困ったときはお互い様ということで、好意的な意見だったように思うんですけれども、その中で一部反対の意見もございました。

少しご紹介させていただきますと、まず、災害時、行政が個人の財産を当てにしているのかという点と、あと、先ほど渇水いうちょっと言葉も出ておりましたが、そういった取水制限、渇水時に、自分の農業用水としても利用したい。貸してもいい、使ってもいい、自分でも使いたいその線引きがどうなっているのかという点。

あと、知り合いとか近所を優先したいという方もいらっしゃいました。

あと電気が止まったらそもそも井戸、うちの水出ませんという方もいらっしゃいました。

そういった中で、検討する余地はあるという答弁ではありましたが、今後ホームページ等で仮に公募する際に、やはり無理やりというわけにはいきませんので、所有者の判断で、例えばその選択肢があってもいいのではと思います。そういったホームページで公開してもいいという方もいらっしゃれば、公開まではできないけれども、困ったときは言っていただいたら、その時に応じて対応する、そういった方もいらっしゃると思いますので、ただ単に募集というだけではなくて募集の仕方云々も考えていただきたいという点と、あと、町の助成について、こういった水質検査で、私その井戸の水に関しては基本、やはり飲料水には適してはないと思います。飲料水に関しては、各個人の備蓄であったり、町の備蓄の水を、利用して、ただそれ以外に備蓄の水を使うのはやはりもったいないので、井戸の水の活用という点だと思いますので、そういった部分で飲用としての水質ではなくて雑用水としての水質検査の例えば協力していただける方には助成を考えたりとか、あと昨今タンDEM式手押しポンプと言います、そのハイブ

リッド式の電気と手押し両方のもあるそうです。

そういった取り付けの助成であったりとか、あと移動用の太陽光パネル、こちらの設置、そういった助成の制度を設けてる自治体もございました。

ですのでそういった部分も含めて検討をしてはいただけないのかという質問と、あと、すいません 200 基ある程度確認はできているということでしたけれども、これはあくまでその民間の井戸であってその町保有の井戸というのは、現状はもう 1 基もないのかどうかについてお伺いします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい、議長。

○議長（河野） 宮前君。

○総務課長（宮前） 大西議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず 1 点目のご質問でございますけれども、所有者の方への公募という言い方になっておりますけれども、その方が活用するにあたっての選択肢があればいいのではないかとこのところでございますけれども。今現在数についてはそれなりに把握をしております。

実際にどの地域にどれだけの数あるか、いわゆる地図にプロットするとか、そういう形でちょっと今現在はまだしておりませんので、そういった中で、いわゆる災害時の避難場所、そちらでの活用が基本なってくると思います。また、議員のおっしゃってありました地元においては地域、エリアで、その井戸を活用することも想定はしたいとするのではないかとこのことでそういう部分での選択肢があろうかと思っておりますので、その部分につきましては、町といたしましての仕様の運用の活用の仕方、これをまた精査しながら、こういった形で利用できるのかということも研究しながら、対応の方は進めてまいりたいというふうに考えております。

また 2 点目の助成につきましてですけれども、湧水時にこれまで利用するにあたっての、いわゆる化学試験、検査また細菌検査をしての利用できる井戸の確認というのをしておりますけれども、実際また災害時に活用する場合、日常的に各個人の方が、生活用水として使われとるんであれば、それなりに問題はなかろうかと思っておりますけれども、新たにという部分につきましては、こういった形でできるか、また先ほど言いましたけれどもすべてを対象にするというのもなかなか難しいところでは考えております。

そういった中であと、実際に活用する際、ポンプでありますとか、そういう機器的なものです。こういうものも当然想定はしなければなりませんので、他市町の状況も踏まえながら、参考にさせていただいて、検討させていただけたらなというふうに思います。また町有の井戸はというところで 3 点目でございますけれども、ちょっと具体的に確認はしてございませんけれども、場所といたしましては旧綾上の方の、支所の近くで町有地、そちらの方にいわゆる出水といいますか、井戸的なところのものの施設がございます。

それが活用できるかどうかにつきましては町有施設でございますので、内容を精査、

確認をしながら、今後の検討ということになろうかと思っておりますのでご理解いただければと思います。

以上、再質問についての答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい、答弁ありがとうございました。もう1点だけ、新たに町独自の井戸の掘削に関しては何か考えられているのかどうかについてお答えをお願いします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） 議長。

○議長（河野） 課長。

○総務課長（宮前） 大西議員の再々質問についてお答えいたします。今ひとつはとりあえず、あるというところがございますけれども、町として新たな井戸の整備というところがございますけれども、もし整備するといたしましても、当然避難所でありますとか、そういうところを基本に考えていく中でですね、果たしてそこで実際、井戸が出るのかというところがまず1つ課題となってこようかと思っております。

そういった中でそこでそれよりもその近辺のところ、一般の方、住民の方の個人の井戸の活用というのが1つ入ってこようかと思っておりますので、その状況のも踏まえまして先ほどもお答えいたしましたけれども、今の状況の中からもまた検討という形にさせていただくようになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 大西君の1問目の質問が終わったところでございますけれども、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時58分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野） 大西君の2問目の質問を許します。

○4番（大西） 「梅の里スポーツ大会のさらなる振興を」。

文部科学省が定めたスポーツ立国戦略の基本的な考え方として、人（する人、観る人、支える人）の重視と地域住民同士による連携と協働の推進を掲げておりますが、健康増進による社会保障費の抑制や、地域のコミュニケーションなど、町の活性化や元気なまちづくりを推進していくのにスポーツの振興は欠かせません。

また、自身がスポーツを行うのではなく、スポーツの観戦や応援、サポートを行うことでうつ病の抑制につながるといった研究データも発表されるなど、スポーツの更なる可能性も見いだされており、連日、大谷翔平選手の活躍が報道されておりますが、大谷選手の活躍を見聞きするだけでも幸福感が高まり、健康増進につながっているといった報告もあります。こうしたなか、綾川町では綱引き、アジャタ、ジョギング等、様々な梅の里を冠するスポーツ大会が例年行われておりますが、競技によって参加者の固定化やそれに伴う高齢化、自治会離れ、こども会離れによる影響等、賑わいを取り戻しつつもコロナを機に様々な課題も浮き彫りになってきております。

各大会にはそれぞれの特色があり、例えば、綱引き大会は自治会単位のコミュニケーション、アジャタ大会は大人から子どもまで年齢や身体能力を、比較的問わずにチームで協力して楽しめる、ジョギング大会は個人や家族単位でも気軽に参加することができる、特に前回は仮装の部やプロレス観戦、飲食イベントを併行して開催することでエンターテイメント感を出し、競技者の応援に来た同行者も楽しめる工夫をしておりました。参加者の半数は町外であったとも伺っております。このように三者三様に特色があり、競技人数だけを賑わいの指標とせずそれぞれの目的や主旨、ターゲット層を絞った賑わいの継続や、スポーツに比較的関わりが薄い層（働き世代、女性、障害者等）への新たな取り組みも必要ではないでしょうか。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

- 1、綱引き、アジャタ、ジョギング大会に関するそれぞれの現状と課題、解決に向けた取り組みは。
- 2、スポーツ庁による地方公共団体向けの『運動・スポーツ習慣化促進事業』というものがある。各自治体の採択された活用事例も紹介されており、参考にもなると思うが、スポーツを通じた地域活性化への新たな取り組みの検討は。

以上、2点答弁よろしく願いいたします。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○議長（河野）教育長。

○町長（前田）大西哲也議員ご質問の「梅の里スポーツ大会のさらなる振興を」についてお答えいたします。

1点目の梅の里あやがわ町民綱引大会・アジャタ大会・ジョギング大会についての現状と課題についてですが、まず、町民綱引大会については、自治会や子ども会単位で出場していただくことで、地域コミュニティの交流を目的として開催しておりましたが、近年の自治会離れ・子ども会離れや自治会自体の高齢化の影響もあり、チームの結成が難しくなっている現状があります。こうした状況を受け、令和5年度からはチーム結成しやすくなるように、1チームの構成人数を8人から6人に変更し、子どもの部におきましても、子ども会に加入していない子どもでも出場できるように開催要項を変

更しております。

また、アジャタ大会については、多くの方が気軽に参加できるスポーツとして、楽しんでいただくことを目的として開催しております。令和5年度は、コロナ禍が明け、出場チーム数の減少が危惧されておりましたが、大勢の方に参加いただきました。しかし、コロナ禍前までの参加者数までには至っておりませんので、今後につきましては、気軽に参加できるアジャタの魅力の周知を強化し、参加者数の増加に努めていきたいと考えております。

続いて、ジョギング大会でございますが、多くの方がジョギングを気軽に楽しむことを目的に開催しておりますが、令和5年度からは、より気軽に大会に参加していただけるよう、距離が長い5キロの部門を廃止し、仮装して1キロを走るパフォーマンスの部門を設けて、気軽にジョギングを楽しんでいただけるよう変更しております。

次に、2点目のスポーツを通じた地域活性化の新たな取り組みについてでございますが、綾川町では令和4年3月に、「綾川町スポーツ推進計画」を策定しており、「健康・スポーツ活動推進のまち」を実現するために、先ほど説明させていただいた大会の他に令和5年度より新たに、ラジオ体操講習会を開催し、普段は意識してスポーツをしていない方が体を動かすことの楽しさを味わっていただくきっかけづくりになればと思い開催しております。

また、令和5年11月に、綾川町が公益社団法人日本ホッケー協会より「公式ホッケータウン」に認定されており、同年12月には、ホッケー日本代表選手を迎え、綾川町ふれあい運動公園人工芝グラウンドにて、ホッケー教室も開催しております。また、今年度は9月15日に自転車ロードレースを綾川町ふれあい運動公園周辺道路において開催を予定しており、県内外からの多くの選手や観覧者が来られることが見込まれ、地域活性化につながると期待しております。

今後とも、大会内容の見直しや新規事業を検討し、スポーツの振興に努めてまいります。

以上、大西哲也議員の「梅の里スポーツ大会のさらなる振興を」についての答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）答弁ありがとうございます。2番目の質問のスポーツ習慣化促進事業に関してですが、ラジオ体操等いろんなこともされてるということでその中で自転車のロードレースの話もございましたが、実際に紹介される事業の中で、自転車競技が国体等で開催されたレガシーとして、そういった習慣化も含めた、取り組みも紹介をされておりました。

こういった大会を企図したスポーツの習慣化、例えばですけど健康福祉課との相互作用が期待できるようなスポーツの振興、こういったことも努めていただければとい

うふうに思います。これは要望です。

質問になりますが、課題解決に向けた取り組みとして、様々なこと、確かに8人から6人にしたことで、参加のハードルが非常に下がったと思います。

その中で質問になるんですけども、参加された方のデータの把握はどのぐらいされているのか。おそらく参加された人数等は把握されてると思うんですけども、そういった方たちの性別や年齢層、住まい、あとは応援にこられた方の人数等も控えてみてはどうかという点です。

初めに申し上げた応援することも含めてスポーツの振興につながっている、健康につながっているということもございますので、もしとられていないのであればこういったデータの活用が、今後、次の募集だったり、運営にも活かせるのではというふうに思います。

あともう1つ質問としてジョギング大会にはメディアの方がこられてました。夕方地方のニュースローカルニュースで放映もされて、自分が写ってるとかそういう話もなった方もいらっしゃると思うんですけども、これに関しては、こちらからお願いしてきてもらっているのか、ある程度情報としてはすべて周知した上で、新聞社、報道機関が選んでこられてるのか。その点についてちょっとお伺いします。

あと、2つほど質問ではなく、これは提案になります。

1つ目の提案として、参加者の減少に関してですが、アジャタ大会に関して今、シニアの部、レディースの部、ジュニアの部と様々な部門を用意されております。

その中にファミリーの部を創設してみたいかという提案です。

先日陶小学校の運動会では、親子玉入れという競技しておりました。非常にはたから見ても盛り上がってたなというふうに感じます。こういったファミリー単位にすることで、今のところアジャタが4名から6名の人数ということですけども、例えば半分以上が小学生であれば、ファミリーの部として参加を認めるというのであれば、ひと家族、もしくはそのふた家族単位でも参加ができるので、非常にハードルも下がるのではないかとこの点でぜひちょっと提案として、検討していただければということです。

あともう1つの提案、こちらの教育長にお尋ねいたしますが、小学校の体育授業に、綱引やアジャタ、取り入れることはできないのでしょうか。運動会でですね、もう昨今綱引きをする機会も少し減ってきているようにも感じます。そもそもそういった触れる機会がなくなってしまうことも、参加の減少に少なからず影響もしているのではというふうに思いますので、もちろん教師の負担であったりとか、体育授業の指導における趣旨や要綱等もあると思いますので、簡単にすぐにはできないのではないと思うんですけども、保護者の方からはですね、どうしても参加したくても人が集まらなかったという意見だったりとか、あと、よそのチームが強かった、滝宮に負けて悔しかったとかそういうふうに言う方もいらっしゃいます。そういったモチベーションは非常に僕も大事にしたいなというふうに思いますので、今後ですね体育館も空調が設備、整備されていきますし、そういった熱中症対策に向けた、体育館の有効活用、こういった側

面もあると思いますので、梅の里スポーツ大会のにぎわいにつながればと思つての提案です。すいません。以上。答弁よろしくお願ひします。

○議長（河野） 中津生涯学習課長。

○生涯学習課長（中津） はい。

○議長（河野） 中津君。

○生涯学習課長（中津） 失礼します。大西議員の質問についてお答えいたします。

1点目のスポーツ大会の参加者等のデータの把握ということでございますが、各大会要項等に年齢等また性別等を関係するものにつきましてはデータの方はとっておるんですが、それに対しての細かく分析というのは今現在ではやっておりません。大会の必要ルール上で必要なところの、確認とさせていただいておりますので、ちょっと今後そういうデータ、また応援の人数がわかればというお話もありましたが、研究分析のために、今後また、考えていきたいと思っております。

2点目のジョギング大会でのメディアの方が来られていたということですが、これにつきまして報道の方にもこういう大会することは流しておるんですが、メディアの方、テレビ中継というのは、すいません私今の段階ではちょっとどういう形で、こういったかというのが、お答えすぐできないんですが、また当時の状況ですね確認させていただけたらと思ひます。

アジャタ大会についての3点目でございますが、アジャタ大会のルールの中に、部門でファミリーの部を加えてはどうかということのご提案でしたが、やはり参加者の方が参加しやすい大会というのは、今後、要項の方でいろいろ考えていかなきゃいけなければなりませんので、今ご提案いただいたことも参考に、ルールにつきましても、より参加しやすいような、大会の要項について、研究していきたいと思っております。以上、3点のご説明をさせていただきました。

○教育長（松井） 議長。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい。

○教育長（松井） 大西議員のですね、最後の体育授業にという、学習指導要領をちょっとですね、まだちょっと、おそらくですね綱引きとか、アジャタは入ってないんじゃないかなというふうに思ひます。ちょっと調べてみます。

それからですね、やはり種目を取り上げるということは各学校、それぞれ独自性がございまして、特に教育委員会から、これをやりなさいとかですね、そういったことはなかなか言いにくい状況でございまして。

ですがアジャタ、ちょっと強くしたいということであれば、運動会いつもなんか、貸し出しは、中で、何か使えるらしいので、ぜひ秘密練習をしていただいておりますね、実力を高めていただいてぜひ滝宮に勝っていただきたいと。これ、思ひます。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はありますか。

○4番（大西）はい、議長。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）答弁ありがとうございます。先ほど教育長の答弁の中で1点ちょっと気になる点といたしますか。各学校に任せてる部分もあるということでしたけれども、1度校長先生に直接ご相談をしたこともあります。あとPTAだったり、育成の会長等に相談したこともあります。その中でももちろんできるできないの回答はいろいろなんですけども、各学校の裁量である程度、可能性としてはあるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）失礼します。当然ですね、学校で独自の判断でもできると、そのように思っております。そこまでやるなどは言ってないんで、独自に、アジャタに特化的に取り組んでいきたいという学校があればですね、取り組んで、十分それはいけると。ただし、それだけ授業時数が減るわけですから、そのあたりを放課後にするか、放課後クラブにするか。いろいろ学校の工夫が考えられる。授業時間内においては、多少難しいところがあるかもわかりませんが、その分どっか他削らないかんから。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（河野）以上で、大西君の一般質問を終わります。

○議長（河野）8番、十河茂広君。

○8番（十河）はい。議長、8番。

○議長（河野）十河君。

○8番（十河）議長。

○8番（十河）「防災・減災における人材育成の取り組みについて」お伺いをいたします。議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。公明党の十河でございます。よろしくお伺いをいたします。

令和6年元日早々に、能登半島を襲ったM7.6（震度7）の巨大地震が発生をいたしました。災害の悲惨さはまだはっきりと記憶に鮮明に残っているところでございます。

南海トラフ巨大地震の起こる確率が年々%が高くなってきているのを実感しているのは私だけではないと思います。その大事が起こる前に、行政中心に年1回避難所訓練のレベルアップ、ミニ防災フェス、昨日の防災フェスに関しましては、雨天のため中止となりましたが、地域における自主防災組織の結成など様々な形で防災・減災の意識向上の後押しをしてくれております。しかしながら、日々いつ起こるかとも分からない災害に緊張感を持って備えるというのは、並大抵のことではありません。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中で被害を最小限に抑えるためには、子どもから大人までの防災意識を高めていくことが重要であると考えます。他地域で起こった

こととはいえ、自分事として捉える当事者意識を持たなければ、災害から大事な命を守り切る事も、災害に強い地域を作ることもかないません。いざという時の為の準備は限りなく万全にしておかなければなりません。

どの被災自治体も、懸命に対応しながら初期の危機管理対応や、その後の復旧復興に濃淡が生じたと言われていています。また各自治体における防災担当スタッフの力量がそのまま反映したとされます。この反省から専門要員の育成に乗り出している自治体や民間機関も少なくないと言われております。

そこで以下3点についてお伺いします。

1、町職員の防災担い手育成です。他の自治体との連携、有識者による講演会への参加等行っている事とは思いますが、新規採用職員、また異動によって部署の配置換えが行われた時に、継続的に災害に対して迅速かつ円滑に行動ができるような危機管理の人材育成はできているのか。

2、自主防災組織、自治会の担い手育成についてお伺いいたします。

各地域に防災支援のできる人口を一人でも増やす取り組みが必要と考えます。自主防災組織や各自治会での防災訓練、講演会、イベントに参加していただき、自主防災活動のリーダーシップを取れる方を育成することが大事であると考えます。平時の時の防災啓発活動、災害時には復旧復興活動への支援を担う意欲、知識、技術を有する人材を作るための町の取り組みをお伺いをいたします。

3、町内の企業、商店、学校、病院、福祉施設などの防災マニュアル、防災担当者の有無の把握は町としてできているのか。できていなければ指導する必要があると考えるが、現状を教えてくださいたいと思います。

以上3点、町の取り組みをご答弁お願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

町職員の防災担い手育成についてであります。毎年出水期を迎える時期に災害発生時などで、町役場から離れ、独立的な対応が求められる避難所運営担当職員に対し、説明会を行い避難所の運営及び避難者の対応について指導を行っております。

また、各避難所の担当職員に、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営要領、避難所に配備している資機材の取り扱いなどについて訓練を行わせ、災害発生時における迅速かつ円滑な対応について体制を整えております。

次に、自主防災組織、自治会の担い手育成についてであります。昨年度から、自主防災組織及び自治会に対し、防災訓練及び防災研修などに町役場職員を派遣し協力を行っているところでありますが、今年度も自治会長会で協力についてお伝えをしており、すでに13件の依頼に職員を派遣し、組織の活性化と防災意識の向上を図っている

ところであります。また、訓練を行う際は、組織の自主自立性と組織役員のリーダーシップを重視し、計画作成段階から自主防災組織役員が主体的に取り組むようサポートをしていくこととしておるところであります。

さらに県が行う防災リーダー研修に参加していただき、防災に対する知識と他市町の先進的取り組み等について研修し、自主防災組織を担う人材の育成を図ってまいります。

次に、町内の企業、商店、学校、福祉施設などの防災マニュアル、防災担当の有無の把握についてであります。水防法及び土砂災害防止法において、地域防災計画に浸水地域及び土砂災害警戒区域にある「要配慮者利用施設」に対し、避難確保計画の作成及び訓練の実施について義務付けられており、市町村長は当該施設への必要な指示をすることができることとなっております。本町では、浸水地域内にある施設 12 施設、土砂災害警戒区域内にある施設 2 施設を地域防災計画に記載しており、計画の作成及び訓練の実施について助言・指示を行っているところであります。その他町内の施設の計画などは、消防法に基づき所管する消防署が把握しており、その情報の共有については、現在検討しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○8番（十河）議長。

○議長（河野）はい、十河君。

○8番（十河）議長。

○8番（十河）答弁ありがとうございました。

私の質問の内容としては避難所に行くまでの自助共助をどういうふうに各地域、自治体が行っていくのかということが、すべてになってまいります。公助に関しましては、万全の対策を日々、検討を研修会等々に参加していただいて、レベルアップして下さっていることと確信をしております。

また、自主防災組織でございますが、我が綾川町におきましては大体 130 あまりの自主防災組織が、結成されているというふうにはお伺いをしておるところでございますが、それがどう機能しているのか、いうところがポイントになってくるかなというふうに思いますし、その 130 ある自主防災組織は地域、地域によっていろいろ状況が変わるかと思えます。地形、また、人口、年齢等々の差異があるかというふうに思いますが、その地域に即した、自主防災組織の訓練が必要になってくるのじゃないかなというふうには思っております。想像いたします。

そういうところに関しまして、自主防災組織の方に、行政の方からも指導をまた入れていただきたい。

高齢者が多い地域、また、今現在滝宮地域は、様々な新築の若い方たちが転入しておりますけれども、またそういうところとはまた違った訓練の仕方いうところがあるかと思えます。

そういうところを、行政の方がある意味まだ、指導をしていただいて、お訴えをしていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけども、実は4月23日でございました。式野防災アドバイザーに、出張お願いしました。総務課長、ひいては町長の許可をいただいでの出張派遣でございましたが、集まった人数が約30名ほど、集っていただくことができました。

式野アドバイザーの東日本大震災での救助の様子、スライド等々でお知らせをしていただきましたけども、本当に悲惨な状況というのをお訴えを聞くにつれて、参加者全員さらなる防災に対しての、意識レベルアップができたのじゃないかなというふうに思います。

最後になりますが、式野アドバイザーをフル回転で使って、ごめんなさい、派遣をしていただいで、その思いを酌んでいただきながら、命を守るということはどういうことなんだと、いうことを、防災組織のリーダーの方にお訴えをしていただいで、綾川町、各地域におけるレベルアップを図っていただければというふうに思います。

ちょっと取り留めない再質問になりましたけども、よろしく願いをいたします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい。

○総務課長（宮前） 十河議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目につきまして各自治会でありますとか、住民の方への一番課題となっておりますのが、避難所へ行くまでの、手だてというところで、自助共助をどういうふうに行っているのかというご質問であったかと思っておりますけれども、これにつきましては、これまでいわゆるハザードマップ等の配布をする中で、皆様町民が、それぞれの地域の中でどういうふうな危険性がある、また発災時にはどういうふうな行動をとらなければならないかというところで防災ハザードマップの方に、マイタイムライン、いわゆる自分がどう行動すべきかというような項目の資料も入れております。

そういったところで、日常的につい皆様、町民の方が防災意識を図っていただくというところの啓発をさしていただいでおるところでございます。

そして自主防災会、組織の機能、ちゃんと機能しておるのかというところではございます。これまでここ数年ですね、コロナ禍であるということから、なかなか自主防災組織の活動というのができておりませんでした。

しかしながら昨年度から5類に移行したことから、町といたしましても、改めて防災組織の活動を見直して活動をしてくださいという、周知をしておるところでございます。先ほど答弁にもございましたけれども、今年度に入りましても、かなりの件数の自治会、また自主防災組織からのいわゆる訓練、また講習会等の依頼が入っております。

そういった中で経過、各組織の中で計画するにあたって、先ほど議員の言われました、年齢でありますとか地形、人口等の課題の中でこういった講習会、また訓練をするのがいいのかなというところで、防災アドバイザーと事前の協議をしながら、その内容

について精査しておるといところで、各地域に反映させられるような訓練を計画、講話を計画しておるといところでございます。

3点目の防災アドバイザーのフル活用というところでこれも先ほど申し上げました、自主防災組織また自治会以外にですね、やはり各学校でありますとか各種関係団体、高齢者、また、婦人会等からの要請もでございます。

そういった中でそれぞれの立場の中の内容での講話等もアドバイザーの方で吟味しながら、実施しておるといところでございますので、今年度、これまで以上に要請があつておるといことのご報告をさせていただきます、今後アドバイザーの活用も十分取り組んでまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○8番（十河） 議長。

○議長（河野） はい、十河君。

○8番（十河） はい、議長。

○8番（十河） 質問ではございません。最後に要望をお伝えさせていただいて、一般質問を終了させていただきたいと思ひます。

本年度の町の防災訓練は、10月の12日、ひいては13日を予定しているというふう聞いております。防災訓練に関しましての内容は存知はしておりませんが、要望といたしまして、参加者でございます。参加者は自治会長さん、プラスアルファの方が、何とか責任感の中ですね、参加してくれているのかなというのは、私どもも参加させていただきながら、実感をしているところであります。

ここはもう思い切って自主防災組織の方々に、ゆうたら自治会長プラス自主防災組織の方々にポイントを置きながらですね、1人でも多くの方に参加を促すお声掛けをしていただければ、ありがたいかな。

また、各校区の避難訓練も盛り上がる、というのはちょっと言い方、変な言い方になりますけども、いろんな意味で皆さん触発されていくのかなというふうには感じるところでございますので、1つ要望といたしまして、様々な方に、当然企業さんもそうです。様々なところにお声掛けをお願いしたいなということで、要望といたしまして、一般質問を終了させていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい。

○総務課長（宮前） 今十河議員のご要望という中で、本年度の訓練の実施の参加者についてということでございますが、冒頭10月ということで確かに自治会長会の中で、10月開催ということで、ご周知をさせていただいたところでございますけれども、その後、自治会、また関係機関、団体の方から、ご要望がございまして10月は、いわゆるみのとき、また祭り等があるという中から参加者がなかなか、集めにくいのではないかと、参加しにくいというようなご意見もございました。その中で総務課、町の方で日

程の見直しをいたしまして、本年度につきましては11月の17、24、この2日間ということで、会場も押さえまして日程の変更をいたしたところでございますので、具体的にになりましたら、また改めて自治会等の方への周知をさせていただくようになりかと思ひます。

また参加対象者につきましては、訓練の内容を計画する中で、どれだけの方にご参加いただいて、ある程度制限しないと、キャパの問題もございませうので、検討の余地があるのかなというふうに思ひますので、ご理解いただけたらと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○8番（十河）承知いたしました。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（河野）以上をもちまして、十河君の一般質問を終わります。

○議長（河野）7番、三好東曜君。

○7番（三好東）はい。議長。7番、三好東曜。

○議長（河野）三好君。

○議長（河野）なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい、よろしくお願ひいたします。今日は8問あります。ちょっと長いですがよろしくお願ひいたします。

まず第1番目の質問に移らせていただきます。「日本の超過死亡の原因は何か、またその対処は」という質問です。

新型コロナウイルスワクチン接種が始まった2021年以降の日本の超過死亡が急激に増えているとの指摘がありますが、どれくらいの方が超過して亡くなっているのでしょうか。年毎とその総数を新型コロナウイルスワクチン接種が始まる前と比較して教えて下さい。また、その原因と考えられる事象は何でしょうか。考えられる原因を全て教えて下さい。また、その原因に順位をつけて下さい。

因みに諸外国でも超過死亡が急激に増えていると聞いています。

2020年2月から2024年2月までのMortality Watchによる統計では、イギリスのウェールズでは14万人、スコットランドで1万4千人、北アイルランドで9千人、アメリカ合衆国は100万人、カナダで6万人、オーストラリア3万7千人、ニュージーランド1万人、ドイツ15万人とのことです。

超過死亡への町の対処ということで、それらの原因と考えられる事象へ町はこれからどのような対処をしていくのでしょうか。また、これまでどのような対処をしてきたのでしょうか。超過死亡を抑えるにはどのような対処方法が有効であると考えますでしょうか。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）1点目の「日本の超過死亡の原因は何か、またその対処法は」についてで

あります。

この質問につきましては、町ではお答えができかねるということでございます。

また町が対処すべきことは、現時点ではないと、そういうことであります。

よろしく申し上げます。

○議長（河野）三好東曜議員、今の答弁でよろしいですか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）これ、厚生労働省が発表していることですので、調べることができたと思うんですね。こうやって町が答えることができないというのは住民に対する、怠慢でありますし、当然政府機関ですから町も、なぜこれができなかったか理由を教えてくださいいただけますか。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再質問にお答えします。今のご質問につきましては、もう町長答弁の通り国の方の動向の調査、国が調べて、それを対処するというものですので、町ではお答えできないということでございます。以上でございます。

○議長（河野）はい、三好君。

○7番（三好東）国の機関ですね、町も。毎回、毎回毎回ですね、厚生労働省のデータをもとにして、そこで参照できてるのに、このときだけ、超過死亡に関するデータだけ、なぜこういう答弁になるんですか。全くわかりません。町民軽視だと思います。

はい。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再々質問にお答えします。

超過死亡につきましては、国から厚労省の方のホームページには載っ取るかもわかりませんが、うちの町に直接通知は来ておりません。

また、この内容についてどう対処するかということについても、これは国レベルで考えるべきだと考えております。以上です。

○議長（河野）三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい。議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）ひどい答弁ですね。「新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済状況と副反応疑い報告件数は」それぞれどうなっていますでしょうか。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい。

○議長（河野）はい。

○町長（前田）ただいまのご質問にお答えをいたします。

香川県では、対象人数が少なく、個人が特定される恐れがあるため、公表は控えるようにとの県の指導があり、公表はできなくなっております。ご了承いただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）はい。これ、別に香川県のみを聞いてないですね。

はい。これ公表されてるものですね、国で。

これも、綾川町は国に問い合わせることを拒否してるんですか、それとも、あえてしなかったんですか。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）今のご質問にお答えします。あえてしておりません。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好東）はい。

○議長（河野）はい、三好君。

○7番（三好東）はい。議長。

○7番（三好東）あえてなぜしないんですか。町民軽視じゃないですか。

する能力がもしくはないんでしょうか。

はい。教えてください。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）今のご質問にお答えします。

我々は、やはり町の仕事をしてます。町の、人間、そういう接種者、被害を受けた方とかそういった問い合わせとっております。ですからそれについては公表はできないということでございます。

以上です。

○議長（河野）ということで三好君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）「新型コロナウイルスワクチンは過去に類を見ない大薬害が確定し更に被害が増える事が予想されるが」たった一つの新型コロナウイルスワクチンが過去45年間、日本国内全てのワクチン被害認定件数の2倍、死亡認定件数の総件数の3倍以上となったと全国有志医師の会から指摘がありますが、それに対する町の見解はいかがでしょうか。

また、「新型コロナウイルスワクチン後遺症患者の会」予防接種健康被害救済制度の申請ハードル改善と健康被害の実態調査を求める署名活動が起きているのはご存じでしょうか。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、国の方針に基づき、接種を希望される方に、速やかに接種ができる体制を整えるべく進めてまいりました。今後も国の方針に従い、進めてまいります。

質問にありました全国有志医師会からの指摘にかかわらず、町はコロナワクチン接種で健康被害を受けた方に対しましては健康被害救済制度を案内し、制度につなげてまいります。

署名活動については承知をしておりますが、動向を見守りたいと思っております。以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。この前代未聞の大薬害ということで、これが、綾川町だとか日本国内だけで済んだらいいんですけど、もう全世界規模で起きてる大薬害ということで、今大変世界中で問題になっている事案で、イギリスのニューズペーパー、テレグラフ紙が新型コロナワクチンが直接の原因となったと。超過死亡の。そういうことも書かれて、CDCの局長の、ファウチ氏が議会に呼ばれて、糾弾されたと、いろんな証言をしていったところで、いろんなこと、事実が今明らかになってきているところなんですけれども、本当に町はこれに対して、もう、厚生労働省の言うことのみを、聞くという姿勢を崩さないんでしょうか。これに対して、自分たちで調べて、危機回避をする、町民を守るといような姿勢は全くとらないんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） 三好東曜議員の再質問についてお答えします。

町は法律に基づいてやっているという、以前からのお答えになりますがご理解いただきたいと思えます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好東） はい。議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） こういった法律に基づいてやっていけば、それでいいかっていうとそうじゃないですよ。

実際に健康被害救済制度を適用された方も町内から出てきています。それに当てはまってない方もたくさんいらっしゃると思うんですよ。

これまでに一体何名の方に町は、この健康被害救済制度をご案内したんでしょうか。

このワクチンが原因じゃないかなというような、体調不良だとか、そういう声は、今までで何件上がっているんでしょうか。

そういったことに対して、町は、その健康被害救済制度を案内する以外の方法というのは全くとられなかったんでしょうか。他の自治体がやっているような方法、例えば、

ワクチンの接種券を一切配布しないだとか、そういうことはやられなかったんでしょうか。何回も提案させていただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） はい。

○健康福祉課長（土肥） 失礼します。再々質問にお答えします。先ほど言われています予診票の配布につきましては、ご存じの通り、もう対象者全員に送っております。

それから、救済制度につきましては、ワクチン接種のときには必ず渡すようにしてきております。

ですので、もし申し出があればそれに対応しております。

件数につきましては、先ほどの一貫しての話と同じで申し上げるということはいたしませんのでよろしく願いいたします。

○7番（三好東） なんで。

○議長（河野） 三好君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。

○7番（三好東） はい。議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） 「原因不明の体調不良はワクチンを疑え」との指摘があるが、町の見解は」いかがでしょうか。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問いただきました。

ご質問の内容は、背景や誰からの指摘なのかなど、詳細がわかりませんので町の見解は差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好東） はい。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） 背景と、誰からの指摘ということがなければ、町の見解っていうのはいいだけないのはどうしてでしょうか。

この「ワクチンを疑え」という指摘があることに対して町は、町長は何も感じないですか。これに対して、ワクチンを疑って調べてみようだとか、そういう声があるんだっていうふうに思って、この事実をもうちょっと深掘りしてみようだとか、たくさんの方が亡くなってる、自分の周りの人もおそらく亡くなってると思います。

こういうことについて、思いをはせてみるとか、そういうことはなかったでしょうか。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） ご答弁申し上げます。

私に今おっしゃったようなことは、私の耳に直接にはありません。ワクチン接種を止めてくれとかいう話は、ここで東曜議員がおっしゃっただけで、町民の方からそういう申し出は一切なかったということを申し上げております。

ですから、深掘りしてですね、それをあなたに言われたからといってそれを深掘りして、このワクチンについてどうこういうのを調べろということは、指示もしておりません。以上です。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好東） はい。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。

○7番（三好東） 再々質問させていただきます。何か勘違いをされているかもしれないのがわかりました。今の答弁で。

私は個人の考えで言ってるわけではなくって、そういう声が町民の中からも、私に上がっているから、代表して質問しているわけですね。

それを個人の考えっていうふうにとらえていることが大間違いだと思います。非常に失礼だなと思いました。こういうことに対して議員軽視だと思います。我々は町民の代表ということで、声をいただいて質問させていただいております。

それに対してもうちょっと、真摯なご答弁をお願いしたいと思うんですが、よろしくお願ひいたします。今までずっと経緯それです。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご答弁申し上げます。あなたは町民の代表かもしれませんが、私も同じ選挙で選ばれてここに立ってるわけですね。

そういう話は全然来てないということを申し上げた。私のところに、ワクチン接種を止めてください、やめてくださいっていうのは全然なかったですよ、そんな話は。あなたからの話は、そういういろんなところ、全国集めてきた話か知らないですけどね。そういうことです。

あなたの話を鵜呑みにはしません。以上です。答弁です。

○議長（河野） 三好君の4問目の質問が終わり、5問目の質問を許します。

○7番（三好東） はい。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。議長。

○7番（三好東） 鵜呑みに別に全然構いませんけど、最低調べていただきたいですね。

で、事実確認というものを町の方でも、町長の方でもぜひしていただきたいなというふうにお願ひ申し上げます。これでは私に要望されてる住民が怒り出すかもしれません。無視されたという形で。

○7番（三好東） 5問目の質問です。「9月から接種が始まるとされるレプリコンワクチ

ンの実態はわかったのか」進捗を教えてくださいたいと思います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。このことにつきましては、3月定例会でお答えした内容以外に、2024年3月19日に製造元より、既存のオミクロン株2価ワクチンに対する優越性検証が達成されたとの発表がありました。

現時点では厚労省からの通知はありません。以上です。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） レプリコンワクチン、厚労省の発表ではですね、9月から始まる、すでに4千人がレプリコンワクチンの治験を受けています。行動制限はありません。

ワクチン自体に、ハーバード大学の法学博士、フランシスボイル博士は、この方1889年の生物兵器及びテロ対策法を起草した法学教授なんですけれども、コロナワクチンは生物兵器であると主張する宣誓供述書に署名されました。6月8日。非常にレプリコンワクチンが生物兵器であることが高いというので、問題になっております。

これもぜひ調べて、この実態というものを調べて欲しいんですね。なぜかっていうとこのレプリコンワクチン、自己増殖するので、どんどんどんどん勝手に打ってない人にも伝播していくという懸念が言われてまして、世界中の人が震撼している事案です。岸田総理が日本でのニュースにはなっていないですけども、海外で、日本をワクチン治験大国にするというふうにはっきり明言されてます。

そこのところ調べていただきたいんですけども、町の方でも情報を取っていただけますでしょうか。

実態を明らかにしていただけますでしょうか。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） 三好東曜議員の再質問にお答えします。

今おっしゃられた新しいワクチンにつきましては、何もこちらに正式な情報はありません。今、町長答弁にあったような内容でしかありません。それとワクチン接種につきましては世界共有、世界中で共有している感染被害、重症化予防という観点で広げているという状況なので、一応それをご理解いただきたいというふうに、思います。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好東） はい。議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。

○7番（三好東） 世界同時でやってるわけじゃなくて、世界中で日本でしか認可がおりてないし、日本でしかやられてないんですね。日本がワクチンの治験に、猿を1匹買う

と 500 万するらしいんですわ。タダですっていうふうに言ったら日本人は打つっていうので日本人で治験しようというふうになってるといふふうにはお聞きしてます。

そういうことを、言われて非常にもう私は遺憾に思ってるんですけども、一国の首相がそんなことをなぜするのか。私たちはモルモットか。これ本当に私たちの国のことなんで厚労省がやってることなんで、これをやはり町としてもちゃんと情報取って、わかるように、厚労省に問い合わせたいんですわ、どういう状態になっているか。

今、福島に 10 数社の、日本のワクチン製薬会社、ワクチン研究進めています。エボラウイルスの動物実験というのも東京で始まっています。これが何を意味してくるかということなんですけれども、こういうことを、日本のメディアでは言わないんですよ。だから皆さんご存じないんじゃないかなと思うんですけども、日本のメディア、言論統制されてます、今。

ですので、ぜひ自分でみずから情報を取っていくような組織になって欲しいんですわ。いかがでしょうか。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） はい。

○健康福祉課長（土肥） 国のその治験とか、そういったものについて町がどういうふうに行くか、それはなかなか難しいと思います。もう国の方の、判断でされることだと認識しております。以上です。

○議長（河野） 三好君の 5 問目の質問が終わり、6 問目の質問を許します。

○7 番（三好東） はい。議長。

○議長（河野） 三好君。

○7 番（三好東） 「地方自治法の改正案に対しての町長の考えは」。

地方自治法の改正案は、非常時に国が自治体に対して必要な指示を行えるようにすることを主な内容としています。これは、パンデミックや自然災害などの緊急時に、迅速かつ統一的な対応を可能にするための措置と国はしています。

しかしながら、反対する意見も多くあり、地方自治の侵害、中央集権化の懸念、具体的な運用の不透明性、民主的なプロセスの不足などが挙げられ、悪用されるとファシズム国家成立が可能である事から非常に問題視されています。

WHO のパンデミック条約とは連動しており、国家主権を民間機関である WHO が有事の際は握ってしまう危険を孕む事が国際的に指摘され、世界中で大規模なデモが起きています。

日本でも 4 月 12 日、5 月 31 日に東京で、5 月 26 日に名古屋で、6 月 4 日に大阪で、大規模なデモが企画され取り行われました。5 月 31 日に東京日比谷公園で行われた「WHO から命をまもる国民運動・大決起集会」パレード・デモでは推定 5 万人が集まりましたが、一切テレビ、新聞などでは報道されませんでした。

町長はご存知でしたでしょうか。執行部の皆様はいかがでしょう。議員の皆さんはいかがでしたでしょうか。

彼らは自由と人権を奪う憲法にNO!、国際保健規則改悪、パンデミック条約、STOP! 自作パンデミック宣言、疾病Xで検査陽性なら隔離・強制医療・追跡・監視、ワクチンパスポート、緊急事態条項、言論統制、人権剥奪などに反対しWHO脱退を訴えました。

今は国賊が政府になっていて、国民の意思を反映せず、情報を統制し、言論を統制し、御用学者を使い国民を騙し、メディアを使って嘘の情報を時には流している。支持率が20%に満たないグローバリストの傀儡政権が閣議決定を連発して売国棄民政策を推し進めているというふうに言っていました。

グローバリズムとナショナリズムの戦いが今まさに繰り広げられているとも言われていました。Weaponized immigrants、移民の武器化も行われており事態は切迫しているとデモ中のインタビューでは取り上げられていました。

Xのコメントの中で象徴的なコメントがありましたので、お借りして紹介させていただきます。

「すごい光景ですね。みんな必死に一体となって会場の様子を聞いている。本物の草の根国民運動、前日の医師会、経済界が有名人を呼んで開催した武道館のイベントは岸田総理も登壇しましたが、参加した複数に地方議員は、“動員がかかった”と言っていました。他にも“友人の勧めで行ったが、聞いていた話と全く違い私たちが最も警戒している内容だった”と。そしてカメラがチラッとガラガラの客席を映してしまいました。対して参加者が多すぎて、警察の判断でデモ行進に参加できなかった多くの人が出た5・31パレード。これをほとんどの大手メディアは無視。報じたのは大紀元、夕刊フジネット版Zakzak、Sputnikのみです。政府、経済界、医療界、メディアが一丸となって進めている”公衆衛生を口実としたグローバル全体主義“。我が国日本は乗っ取られ、ファシズムが進められていることを認めざるを得ません。私はファシズムという言葉を使うことは好きではなかったのですが、今日の前で起きていることを素直に言葉で表せば、そうになってしまうのです。棄民政策を草の根国民は許してはなりません。」とのことです。

これらの世論を踏まえて町長はどうお考えになりますでしょうか。また、綾川町はどのような対処を行う事ができますでしょうか。地方自治法改正案の一番の問題点は緊急時に地方自治を廃止し、国が統制をとるという事ですが、緊急時の規定が曖昧なことでどうとでも解釈を後付けできることです。このままでは地方自治法による地方と中央の対等な関係のバランスが偏り、地方自治そのものが立ちいかなくなってしまいます。

地方自治の危機に対し多くの首長が反対の声明を出していると聞きます。国に対し、綾川町も声をあげてほしいと私は願いますが、町長の考えはどうか。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

地方自治法第1条では、国と地方公共団体との間に基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保証する、これを目的とする、とうたっております。

今回の改正では、国と地方公共団体との関係等の特例を新設し、国民の安全に重大な影響を及ぼす事案が発生し、また、発生するおそれがある場合には、国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとしております。

あらかじめ適切な情報把握や講ずべき措置の検討のために地方公共団体に意見を求めるなどの適切な措置を講じなければならないことが規定をされております。一定の配慮がされておるところでございます。

今後、国の補充的な指示が、地方自治の本旨に反し、安易に行使されることがないように、県内市町においても情報共有・意思統一を図っていききたい、そのように考えております。今ですね、衆議院で採決されて、6月5日に参議院に送られて審議が始まっております。今、一番このところがこれからいろいろ審議されるんじゃないかなと。附帯決議もいろいろ今まで衆議院でもついてきとるようでございます。そういうことで国の、今参議院での審議も見守っていききたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） 世論を踏まえて町長はどうお考えになりますでしょうかという前段の世論についてのお考えっていうのが聞けてないので、そこのところをご答弁今一度いただきたいのと、この地方自治が廃止して、これがファシズム政権につながっていく危険性がはらんでいるというのを、今一度、この部分についてはどう思われますでしょうか。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 今回の自治法の改正、指揮権についてであります。

しかし、やはりですね、国と地方の関係っていうのは先ほど申し上げた基本原則のもとで、今回特例として設けられるということではありますが、どういう運用がされるかってのは我々本当に気になるころではあります。

今後ですね、この規定に対して、何を指示していく可能性があるかなということも、ちょっと我々も気にするところでもあります。

そういうことで我々としてもですね、安易に使われることがないような方向には、

我々は意見として言っていかなきゃならないかなと、そのように思ってます。以上です。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） 安易に使われないように、あらゆる事態を想定して明確にどういうときに、この地方自治、緊急事態に、国が統制をとるとというのが明確にならないと、危険なんですね。それを町の方からもぜひお願いしたいと思います。国に対してご意見ということで、町長はもう一度聞きますけれども、この日比谷公園での5万人のデモ、今まで5万人のデモっていうのがあるっていうことはなかったと思うんですよ。

これをメディアが取り上げて、全く中央メディア取り上げなかったんですけども、日本最大規模のデモがあったっていうことはご存じでしたでしょうか。

○町長（前田） はい。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） 存じ上げておりません。以上です。

○議長（河野） 三好君の6問目の質問が終わり、7問目の質問を許します。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） 今、日本は危機的な状況にいるということで、情報を取っていただいて、国民運動を盛り上げていただき、売国棄民制度、ここからいち早く抜け出していきたい、日本を取り戻していく、安倍晋三元首相が言われていたスローガンですね、日本を取り戻す。日本はまだアメリカの植民地です。新植民地制度と言います。調べていただければ分かると思います。ここから自立して、立国をやっていかないといけないというふうに私は考えます。

○7番（三好東） 7問目の質問に移ります。「南海トラフ大地震発生時の綾川町の災害支援活動は」ということで、香川県は、南海トラフ地震の際に災害支援活動を行うことを想定した準備をしています。香川県は全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、特に津波からの避難計画や防災訓練、教育および広報に関する対策が行われています。

また、香川県は「南海トラフ地震臨時情報」に基づく防災対応方針を策定しており、巨大地震警戒などの情報が発表された場合には、事前避難やその他の防災対応が実施されることとなっています。綾川町はどのような対策を想定していますか。

先日、輪島市長と四国若手議員の会の有志で対談をしてきました。その際、

- 1、支援先に行き着く道路が狭く交通が遮断され、支援員の往復に時間がかかりすぎ、継続した支援が困難であったこと。また、支援員の滞在所が不足したこと
- 2、建物除却の手続きが煩雑で時間がかかったこと

3、建物除却にあたり、国は責任を取らず、自治体の責任で行う事になったため手続きが進まなかったこと

4、建物解体の単価決定に丸4カ月も時間がかかり対処が遅れたこと  
など様々な問題点が浮き彫りになりました。いかがでしょうか。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 南海トラフ地震臨時情報発令時の綾川町はどのような対策を想定しているか、についてであります。南海トラフ地震臨時情報には、想定震源域内において、規定される異常な現象が発生した場合は、「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」の各情報が気象庁より発表されるものであります。本町では、綾川町地域防災計画に基づき気象庁など国の発表に合わせ、住民等に対して再確認を目的として、防災行政無線、町ホームページなどを活用し周知を図ることとしております。

その際、「巨大地震警戒」などの差し迫った情報が発表された場合、地震への備えの再確認やできるだけ安全な場所での防災行動などを行いつつ、通常为社会活動をできるだけ維持できるよう呼び掛けていきます。

また、町の防災体制であります。同じく綾川町地域防災計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報の「調査中」の情報が発表された場合は、第1次配備をとり、「巨大地震注意」の情報では、第2次配備、「巨大地震警戒」の情報では、第3次配備とし災害対策本部を設置するよう計画をしており、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、その情報を活用し、町民の安全と安心を確保し被害を軽減につなげてまいります。

次に、輪島などの能登半島地震被災地への支援は、についてであります。令和6年1月22日～26日の間、医師1名、看護師2名、技師1名を香川県医師会の要請により被災地に派遣し、JMA T（日本医師会災害医療チーム）として金沢市、野々市市、白山市の3市及び県内の福祉施設や避難所を巡回し、被災者の生命、健康及び公衆衛生の回復に尽力し、早期の地域医療の回復のため活動し、支援したところであります。現在、町村会からの職員派遣要請は来ておりませんが、今後、県などを通じた要請があった場合は、職員の派遣について、被災地の必要とする人材を、必要とする時期に、また、支援物資等については、必要な物を、必要な量を支援できるよう検討してまいりたい、そのように思っています。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 以上で、三好君の一般質問を終わります。

○議長（河野） ここで暫時休憩といたします。

○7番（三好東） ありがとうございました。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）1番、川崎泰史君。

○1番（川崎）はい。議長。1番、川崎です。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）それでは一般質問をさせていただきます。

「住民や町内外に届く情報発信とは」。現役世代を含めて、概ね60代の年齢層にとりまして、今やインターネットによる情報提供は不可欠となっています。現状の情報発信の組織的な発信すべきかどうかの、判断基準等がありますか。

また、より効果的な発信手法や、どういった情報を発信すればいいのか、それらの研修を実施していますか。また、行っている場合はその頻度は、対象は誰か、お答えください。また、研修の具体的な内容についても、お答えください。

さらに情報発信として、各種申請書類があります。こちらも部分的には公開できていますが、まだまだの状態が続いています。このような業務上利用する情報で、かつ秘匿する必要がない情報については、業務を含めて、オープン管理することで、情報発信をする必要がなくなります。

おそらく、現在は公開用と業務利用が別になっているため、管理が二重となり、無駄が発生している上に、業務上の問題がないため、申請書類の公開が進んでいません。現在利用している申請書類をすべて整理・アーカイブ化して公開し、業務の手間を減らし、一気に情報発信していく必要があると思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）ご質問にお答えいたします。現在、インターネットを通じた町の情報発信といたしましては、綾川町の公式サイト、SNSがあります。情報発信の判断基準等につきましては、他市町の事例や個別案件ごとに検討し、個人情報に配慮しながら最適と思われる方法で情報発信を行っているところであります。

議員のお話しの効果的な発信手段につきましては、他市町の事例もみながら今後研究してまいりたいと、そのように考えております。

申請書類の公開につきましては、現在必要に応じて公開しているところであります。また、受け付けた申請は、申請書だけではなく個人情報などその他の情報も管理しなければならないことから公開用ですべてをまとめることはできません。

しかしながら、利用者の方にわかりやすく、必要なタイミングで情報を取得できるようにすることは重要なことと考えておりますので、今後ともサイトへの掲載方法や効果的な情報発信について研究してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、議長。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい、先ほどの情報発信の基準等に関しまして、他市町の事例等々での個別判断ということになっておりますが、そこも含めて、町とかそういった中で考えるだけではなくて、第三者等の、民間も含めてでもええと思うんですが、そういったところの研修を受ける考え等があるのかそれをちょっとお聞かせください。

そしてもう1点の申請書類のオープン管理に関しましては、個人情報等の関係とかいうのはあんまり基本的には関係ないのかなと。

基本的な申請書類だけになりますので、オープン管理しておいて印刷するなりしてとりあえず利用していただくというだけになりますので、特段、個人情報等に関する懸念等はないかなと思いますので、それをした上で、最終的にはデジタル化によるオンライン申請等もやっていたら、なおいいんですが、その前の段階の話でございますので、ぜひ早期に検討していただければと思います。

以上、お答えをお願いします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい。

○議長（河野） 宮前君。

○総務課長（宮前） 川崎議員の再質問についてお答えをさせていただけたらと思います。

まず1点目の研修等についてでございますけれども、先ほどの答弁にもございましたように今現在は他市町の事例や個別事案として対応しておるということで、川崎議員ご提案でございます第三者を交えての研修等が必要でなかろうかということにつきましては、現在の状況を精査しながら、必要とあらば研修、また第三者を含めての、研修という部分についても検討すべきかなというふうに考えます。

また2点目につきまして、申請書のオープン管理につきましては、今現在所管課の方で、内容について精査して公開をしておるというのが現状で、理想から言えばすべての申請がいわゆるオンライン申請ができるようなところというところがあるかと思えますけれども、これにつきましても内容を各所管課とも精査しながら、前向きに取り組んでまいれたらというふうに思っておりますのでご理解いただければと思います。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（川崎） ありません。

○議長（河野） はい。

○議長（河野） 川崎君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） それでは2問目の質問に入らせていただきます。「飛行場の騒音軽減は」。

開港当時と現在で、飛行機の飛び立つ経路が変わっています。

そのため、開港時に行った騒音対策が意味をなさないということを住民より聞いております。飛行経路について、町は確認を行っているのか。また、空港関係者に対して調査の申し入れはしているのか。お答えください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

まず、地域の住民の皆さんには、空港建設時から開港後、現在に至るまで、航空機の運航に多大なるご理解ご協力をいただいておりますことに関し、大変感謝をしております。

さて、開港当時と現在で飛行機の飛び立つ経路が変わっているのご指摘ですが、これに関しましては、基本的に開港当時から飛び立つ経路に変更はありません。季節や気象条件によって飛び立つ方向が変更されるため、経路が変わったと感ずるものと考えます。

そのため、高松空港株式会社においては3年に1回、また香川県においては毎年、季節ごとに年2回の騒音調査を実施しております。その調査におきましては、いずれも定められた環境基準であります62デシベル以下を達成していることを確認しております。

しかしながら、騒音は日常生活において重要な問題でありますので、引き続き調査結果を注視するとともに、更なる環境改善に努めるよう申し入れしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○1番（川崎） 議長。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい。

○1番（川崎） それでは再質問させていただきます。ただいまのお答えによりまして実際に2回、年2回程度騒音調査をされているということですので、それが規制値以下というふうな回答でございました。

これに対しましても、やっぱりどうしても音というものは個人によりまして、とらえ方も違うと思います。よくある例で我々田舎の人間はカエルの声を聞いても何とも思いませんが、都会の人が聞いたらもう寝られないというふうな話がありまして、この辺は個々人の違いもあると思いますので、これについてはまたいろんな検討が必要になるかと思っております。

そういった中で1つ提案としましては、いわゆる二重ガラスですね、二重窓、二重ガラス、こういったものを今、ちょうど全く別件ではございますが、SDGsや、そうい

った環境保護の観点からも、エアコンとか温度管理の上で、非常に有効な手段と言われております。これは日本ではほとんど普及してないものでございまして、こういったものも含めまして、幅広い範囲で検討していただければと思います。

特にこの実際、確か一部の場所ではこういった二重ガラスを確か騒音対策で導入しているとも聞いております。

ただそれがやっぱり住民からすると、どう考えても今回経路が変わるとんじじゃないかということで、あそこの家はそれしてるから、静かだけどうちの家は静かじゃないんだよってというのが聞いた具体的な実際の声だったんですけども、そういった部分を、ぜひ検討していただければと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） 議長。

○議長（河野） はい、宮前君。

○総務課長（宮前） 川崎議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目のご提案というところではございますけれども、対象地域に対しましての二重窓、これは補助という意味合いになるのでしょうか。

こういった事例があるということであれば検討ということにもありますけども、今現在基準値は、やはりクリアしておるというところではございますので研究課題というふうにはなろうかと思えます。

○議長（河野） 再々質問は。

○1番（川崎） ないです。

○議長（河野） 川崎君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい。よろしくお願ひします。

○1番（川崎） それでは3問目に入らせていただきます。

「綾川町の活性化策」。

今年は2024年で、綾川駅開業が2013年暮れ。イオン綾川の開業が2008年夏であり、それぞれ11年、16年が経過しています。

綾川駅開業の頃に商工会青年部で行ったイオン従業員に対する町に必要な施設のアンケート調査で、見事1位となったスポーツジム施設ですが、マーケティング上の問題もあり、進んでいないと聞いています。単純なスポーツ施設ではなく、複合型の施設などの検討は行わないのか。

また、さらなる活性化策として、県内のリーディング映画施設が所在するわが町として、4DXやMX4Dなどの県内初の4D上映施設の誘致の考えはあるのか。お答えください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい。

○町長（前田）質問にお答えをいたします。

綾川町では、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これに基づきまして、地域住民、企業、近隣自治体とともに、危機感や問題意識を共有し、人口、経済、過疎地域など地域社会の課題に対して一体的・横断的・継続的に取り組み、持続可能で賑わいのある地域づくりを目指し、地域活性化に関する施策を実施をしておるところであります。

そこには4つの基本目標を掲げ、さらに13の基本施策、43の具体的な事業を体系化し、関係者が連携を図り、個別事業に取り組んでおるところであります。

具体的には、農業の振興では担い手の育成、地域産業の活性化では、企業誘致、町の魅力発信では、イベントの定期開催、移住の促進では、関係人口の創出や住宅補助、安心して子育てできる環境の構築では、他のどの自治体にも負けない多様なニーズに対応した子育て支援の実施、コンパクトで暮らしやすいまちづくりの推進では、イオンモール綾川やことでん綾川駅を拠点とした政策的土地活用、持続可能なまちづくりの推進では、過疎地域活性化協議会の立ち上げによる取り組みなどであります。

議員の質問のエリアの活性化についても、この戦略に基づきこれまで進めてきたところでしたが、現在もイオンモールやことでんとは、定期的に意見交換の場を設けるなど、お互いの強みを生かした相乗効果による事業を行っておるところであります。

イオンモール綾川は、ショッピングモール、映画館、飲食店を揃える複合施設であり、継続的に活性化事業に取り組んでいると聞いております。現在、綾川町では、健康増進施設（フィットネスクラブ）誘致を進めており、同じ敷地に集約し、多様なニーズに応えることで集客力の向上につながるものと考えております。

本事業は、実現できればさらなる活性化が期待できるというところでもございます。

また、映画館におけます最新の上映システムの導入については、映画館の運営会社等が、活性化事業の中で検討するものと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）議長。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。それでは再質問させていただきます。

私の提案としましては、スポーツ施設も当然ながら、イオンがありますのでイオン含めれば複合ということになるかと思いますが、なかなか非常に厳しいというふうに報告を受けておりますのでそういった中で、この活性化策として、複合的な施設としての募集というか、確か民民でやると聞いておりますので、そういったものを投げかけをされているのかという点をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それともう1点の映画館に関しましてもね、当然ながらこれもイオンシネマさんの

お考えになるかなと思いますが、これほんまに今、香川県だけがなくて、四国内でも徳島愛媛はありまして岡山にもあります。

そういった中で非常に空洞になっている施設でございますので、当然ながらこれも民民による対応になろうかと思いますが町としても、ぜひその旨をイオンさんの方にお伝えいただきたいなと思いますので、その点も含めましてご答弁いただければと思います。

○議長（河野） 福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家君。

○いいまち推進室長（福家） はい。

○いいまち推進室長（福家） 川崎議員ご質問の2点のご質問についてお答えをします。

まず第1点目のスポーツ施設の複合的な施設としての利用というところでございますが、この件につきましては、町長答弁でもありました通り、今現在検討しているところでございまして、もう少し具体化した段階で、お示しできるものと考えております。

それから2点目の映画館の4D化の対応でございますが、これ確かにイオンモール綾川のGMとは今まで定期的な意見交換の場というところを持っております。こういったところの話も話をしている中で具体的に話が進んでいくものと思っておりますので、そういった機会がありましたら、ご提案とかをしていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、ありません。

○議長（河野） 川崎君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい。

○1番（川崎） それでは4問目の質問に入らせていただきます。

「綾川中学校の混雑問題解決に」。

綾川中学校前の道路混雑が起きております。特に雨天等の荒天時には相当数の送り迎えが発生しており、一般住民の皆様方からも苦情が上がっております。対策として、以下を提案いたします。

まずは一方通行です。先日の大雨の警報時に実施されました学校関係者によります一方通行を、常時実施すること。これは、すでに綾上小学校では常時行っております交通対策となりまして、ぜひ実施していただきたいと思っております。

また、校門内のロータリーですね、こちらは今現在は開放してないんですが、荒天時にはぜひとも開放していただきたいなと思っております。こういった部分も混雑の軽減には役に立つかなと思っております。

さらに次の提案に移ります。

スクールバスの混乗化運行ですね。こちら混雑化の対策として現在運行されておりますスクールバスの効率的な運用方法でスクールバスの混乗というものがあります。

スクールバス対象でない生徒も含む一般客と、スクールバス対象の生徒が混在して乗る方式でございまして、対象となる生徒は、奥の方から出てくるため、対象生徒が乗った後に、一般客を乗せることで、十分運用が可能だと思われます。

また、帰宅便は複数便あるため、こちらは問題なく運用が可能と思われます。

第一段階の社会実験として、生徒限定の無償運行を実験としてできませんか。無償運行であれば、認可は不要であり、車両改装も不要で契約の見直しのみでできるかと思えます。

また、第二段階の社会実験としまして、対象生徒優先方式の有料路線バス運行はできないでしょうか。こちら対象生徒には町から通学パスを付与し、一般客は通常の路線バスとして乗る方式でございます。これらの対策は、学校前の混雑解消のための施策であり、帰宅の送迎の場合は、学校前で長時間待つ保護者も多いことから、帰り便の混乗バス化は、相当有効な混雑対策になると考えられます。

上記の提案に対する回答と運用変更による費用増加がそれぞれどの程度になるのか、ご回答お願いいたします。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）川崎議員ご質問の「綾川中学校の混雑問題解決には」についてお答えをいたします。

綾川中学校の保護者送迎による周辺道路の混雑についての対策として、一方通行の実施についてでございましたが、綾川中学校周辺道路は、生徒送迎以外に、地元をはじめ多くの方が利用しており、すべての車両の一方通行はできないと考えます。生徒送迎の方のみの一歩通行を行う周知はできるものの、その効果等を検討する必要があると考えます。

次に、校門内のロータリーの開放については、広さ・スペースもなく、危険であり、交通整理をする人員もいないため、考えておりません。

次に、スクールバスの混乗化について、スクールバスと現在運航している町営路線バスはダイヤおよび停留所が異なります。また、スクールバスは、利用者の管理も行っており、一般の路線バスと同様な扱いとはならないため、混乗は考えておりません。

次に、社会実験として、生徒限定の無償運行については、まず、現在のスクールバスはすでに無償であります。

そのような中、生徒誰でも乗れるバスをとのご意見であれば、利用できる対象区域の変更となりますが、中学校統合まだ2年であり、検討委員会で決定した区域設定の見直しを諮る時期ではないと考えております。

次に、対象生徒優先方式の有料路線バス運行については、申し上げた通り、スクール

バスと一般の路線バスを一体化する考えはございません。また、現在有料で運行している町営路線バスについて、生徒の乗車を禁じてはならず、現在利用している生徒も数名おります。そのことを考慮し、地域公共交通会議において令和6年度から町営バスの停留所設定やダイヤ改正も行っており、新たな有料路線バスの運行については考えておりません。

最後に、ご回答した通り、現在新たなスクールバスの設定は考えていないため、費用の積算を行う考えはございません。

以上でございます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）はい、議長。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）まず、一方通行につきましては、もう当然ながら質問でも書いております通り、学校関係者のみの一方通行という話でございます。

ぜひこれに関してはもうすでに実施例がございますので、やっていただければと思います。

またロータリーの開放についても非常に危険なため、しないと言っておりますが、今現在あります空き地というか駐車場ですね、あちらの方が非常に狭くてそちら完全に車がもう飛び出している状態で、また、正直、送迎用の駐車場に関しましては、ロータリーとしては一切機能してないので、非常に出入りが難しい状態でいつ事故が起きるかわからないような状態が続いております。

そういった面でもですね、ぜひロータリーの開放について再度検討していただきたいなと思っております。

そして次のスクールバスの混乗運行についてなんですが、もう根本的に多分、考え方が違うのかなと思うんですが、あくまで現状の空いてる部分ですね、その部分をいかに活用するのかという観点からの、提案でございますので、それに対して新たにですね、バスを運行増やせとかそういった意味合いではございませんので、あくまで今現在の空いてる部分について可能な対応というのはできないのかという提案でございますのでその観点からのお答えをいただければと思います。

○学校教育課長（岡下）議長。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）川崎議員の再質問についてお答えいたします。まず1点目の一方通行に関しましては、先ほどおっしゃってた綾上小学校ですかね、小学校の方ではやっているということですが、あそこは非常に台数はそんなにこう通る方っていうのが多くないということで、中学校の周りは非常に先ほど申しましたが地元の人とか、たくさんの方が利用されておりますので、検討はしていくんですけども、片や保護者の方は一方通行という周知が来ている方や一般の方は、そういう周知が来ないというところでのトラブル等も考えられますので、今後検討するというような答弁

とさせていただきます。

ロータリー開放については先ほど申しましたように非常に狭いということもありますので、考えておらず、災害というか警報とか出たときの対応としては運動場を開放するというような形をとらせていただいておりますというところでご理解いただければというふうに思います。

また最後にスクールバスの、今空いているバスの席の活用というような意味でございませうか。そのことにつきましてはバスの大きさというのは現在業者の方が設定しております、こちらこの大きさなければというような設定はしておらず、契約の際、こういった人数がいますからということで契約をしています。現在それで大きいバスが来ているというのは業者の判断の中で確保しているバスで運行しているということがまず1点と、その中で、大きなバスが来た場合、利用できるのではないかとということにつきましては、やはりその利用できる人数を確定しませんと、そのバス自体の大きさが今度、溢れた場合、乗れなかった方がおられたらどうするかという問題もありますので、最終的にはやはり、どの地域の方がバスを利用できるかというのはやはり考えなければいけないというふうに思いますので、現在のところでは、バスの運用に関する変更というのは考えていないというような、回答となりました。以上です。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、議長。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい。

○1番（川崎） 再々質問させていただきます。

まず1点目、一方通行の件ですが、ちょっと正直よくわからないんですね。

綾上小学校で行っているのも当然ながら、一般の方は関係ありませんので、あくまで学校関係者のみの一方通行となっております。ですので、それだけでも実施すれば、相当量の混雑の軽減が可能かなと思います。実際例えば中学校の、先ほど言った学校の南側の駐車場の間ですね。そこから奥から入ってくる、西から入ってくる車と、南から来る車、こちらがかなり混雑することもありますので、この部分を一方通行にしてしまつて、例えば、モリの喫茶店の方から入ってきて、駅に抜けるというふうな一方通行にすることによってそのあたりの混雑は一定量かなり改善されるんじゃないかなと思っております。

また綾上小学校前の道路と比べましても比較的道は広いので、すれ違いが可能です。そういった面でも、一般の方は当然ながら、そういう一方通行とかお願いすることできませんので、対向で走ったとしても、それほど問題は発生しないのかなと思います。

そういった点からの提案でございませうので再度ご回答お願いいたします。

またロータリーの開放に関しまして正直、この間の警報時の開放で、子どもの受け渡し場所が運動場だったんですね、もう運動場完全に池状態で、すごいことになってました、正直なところ。そういった面も含めまして、もう少しちょっと運用の見直しが必要

なのかなと思います。

先ほど言った今現在でも特に監視者なく、何とか乗り降りしておりますので、そういった面でまだ少しでもね、広い場所を提供した方がまだ、事故が起きる確率というのは、下がるのではないかという面で、再度お答えをお願いいたします。

そしてまたスクールバスですね、こちらも基本的にあくまで対象の生徒以外に関しましては、乗れるか乗れないかあくまで空いてれば乗れるっていうだけの話でございますので、どうしても乗れなければね、そこから、また親に連絡等取って迎えに来る、来ていただくという方法もとれますので、実際そうですね、学校終わってから連絡する方も多いですし、うちなんかも、あらかじめ時間を決めていくことはありませんので、そういった面から十分運用としては可能かなと思いますので、そういった面も含めて再度お答えをお願いいたしたいと思います。

○学校教育課長（岡下）議長。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）川崎議員さんの再々質問についてお答えいたします。まず一方通行については、先ほど申しましたように検討はさせていただきますが、今の道としては、今おっしゃるように、西側、南側、北側3方向ありますので、そういった道路を利用している方、また周知してどういうふうな影響があるか、西側から来る方が、一方通行すると例えば南側からしか入れないとかそういったこともありますので、そういったところは少し検討して、考えていきたいというふうに思います。ロータリーにつきましては先ほど申しましたように、危険でありますので考えておりません。また運動場につきましては、緊急時にそういうふうには開放しておりますので、少しぬかるむときもありますけれども安全確保のために開放しているというところであります。

また昨年度の警報時には、お迎えを時間差にするとかですね、そういったこともしながら、混雑を解消したというような事例もありますので、今後そういったことも含めて、同じく考えていきたいというふうに思います。また、対象以外、生徒以外の方のバスの利用というのは、やはり乗る乗らないという管理が学校・教育委員会の方でできませんので非常に少し危ないところもあったりするということと、やっぱ人数がわからないというところでありますと、バスの大きさというのも先ほど申しましたように確保できませんので、現在は考えていないということでもあります。

いずれにせよ今のこの考え方というのは非常に雨、雨天時は特に、多くて、現在、自転車通学者は全体の8割、85%、450名ぐらいおるんですけれども、450名のうち、前回の悪天時には300名ぐらいが送迎があったということなんですが、車での送迎というのを認める上での対策ということになりますので、今後の通学のあり方というのも1つ大きな検討課題ということではあるんだろうというふうに思います。以上です。

○議長（河野）川崎君の4問目の質問が終わり、5問目の質問を許します。

○1番（川崎）はい。議長。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎） それでは5問目の質問に入らせていただきます。

「給食の質と給食費の今後」。

学校給食費の公会計化により、費用面で今後は柔軟な対応が可能になると考えられます。

無償化の議論もありますが、まずは質の向上が必須であります。現在価格での提供が、質の上で適正か、第三者による検証が必要と考えます。食は心技体の基本であり、教育上の重要な政策であります。食がおろそかになればすべてのバランスが崩れます。コストを度外視しても、質についての見直しを求めていると思います。

そのうえで、現在の物価高騰に激変緩和処置として、さらなる価格補助と、最終的には無償化を進めていただきたいと考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

○教育長（松井） 議長。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい。

○教育長（松井） 川崎泰史議員ご質問、「給食の質と給食費の今後」についてお答えします。

まず、給食費の公会計化の趣旨については、透明性の確保であり、柔軟に給食費を支出できるという考えではございません。保護者から徴収する給食費の支出については、より厳格化が求められると考えております。

次に、給食の質の向上については、常に検証することは大切であると考えておりますが、学校給食については、栄養教諭が国の基準に基づいた栄養摂取量により、献立を検討し、提供しており、また、様々な会議により情報収集にも努めておりますので、第三者による検証については考えておりません。

次に、コストを度外視した質の見直しについては、考えておりません。摂取基準に基づき、適正な給食費の設定による提供を継続してまいります。

最後に、物価高騰に関しては、令和4年から町が補助する対策を講じ、保護者負担増なく給食提供を行っており、今後も継続いたします。給食費の無償化については、これまでも考えを示しておりますが、財源の確保が必要であり、全国的に行うべきであると考え、町村会を通じ、国等への要望も継続してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、議長。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい、再質問でございます。当然ながら、公会計化は透明性厳格化ということで全く異論はございませんが、その上で町としての政策という面では、もう少し、そういった面での柔軟な対応ができるかなと私は考えております。

また、栄養基準に対しては問題ないということなのですが、正直なところ、納入業者さん、これも対象をね、どこにするかにはよるんですが、例えばやっぱり私立等と比べ

ますと、大幅に基準に乖離があるというふうに聞いております。

そういった点で、そこまで求めるのかどうかという議論はあるかもしれませんが、現実的に、そのような基準で運用されている学校等が県内にもあるということで、そういった面から教育のまち綾川町としてどのようにしていくのかという観点から、ぜひご回答いただければと思います。

当然ながらあとコストの問題がございますので、これをどこまでやっていくのかそういう面で、第三者検証というのは、私はあったほうがいいのかと思いますので、その点も再度お答えいただければと思います。

○学校教育課長（岡下）議長。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）川崎議員さんの再質問についてお答えいたします。

まず1点目、柔軟な給食費の運用ということですが、先ほど申しましたように、厳格化、保護者から徴収している給食費でありますので、何にでも使つてということではないというところの柔軟性はないんですけれども、現在やっている香川県が補助をされております県産品の利用であるとか、そういったところは積極的に現在も県と、連携しながらやっているというところがございますのでご理解いただければと思います。

栄養基準については、先ほど申しましたように国の基準がありまして、その基準の範囲内で収まっておりますし、また町の方でも、児童生徒の身長や体重の推移により参照しているというような計算をしておりますので、問題ないというふうに考えております。

またコストにつきましては、現在もそうですけれども給食材料費に関しては見積もり合わせ等業者の方で行っておりますし、コストの様々な視点で、給食をいただいているというような、責任感の中でやらしていただいておりますので、今後ともそれを継続したいというふうに考えております。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○1番（川崎）議長。

○議長（河野）はい、川崎君。

○1番（川崎）そうですね。当然ながら先ほど言ったような栄養基準等は、ありまして当然範囲内でやられているというのはもう承知しておるわけでございます。

その上で、そこも含めてそもそも国の基準でいいのかという点ですね、そういったところを第三者検証しないのかという話でございます。先ほど言っておりますように県内私立等を含めると、もっと高い基準でやっているところもございます。

いわばですね、町として最低限を目指すのではなくて、教育のまち綾川町として最高の状態を目指すという、そういった観点からの検討を行わないのかというお話でございます。ぜひともご回答いただければと思います。

○学校教育課長（岡下）議長。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）川崎議員さんの再々質問についてお答えいたします。栄養基準についての再々質問であります。今町の方では先ほど申しました国の基準の中に入っているということですが、議員さんおっしゃる私立等の学校ではもっと高い基準でやってるところもあるというところで、そこについては町としては把握ができておりませんので、そういったことは少し資料を収集して検討したいというふうには思いますが、ただ栄養基準というのは、逆に高すぎると、肥満とかいろんな問題も出ますので、やっぱその基準というのは、やはり守らなければいけないというふうには、考えております。いろんな資料の方は勉強させていただきたいというふうには思います。以上です。

○議長（河野）以上で、川崎君の一般質問を終わります。

○1番（川崎）ありがとうございました。

○議長（河野）3番、浜口清海君。

○3番（浜口）はい。3番、浜口です。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）3番、浜口清海でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問内容ですが、「先端ICTの町を目指す取り組みは」ということで質問をさせていただきます。

本年3月、香川県知事が綾川町千疋で15万㎡の民間業者による工業団地の整備を発表しました。また、5月7日、綾川町前田町長、香川県知事、高松市長、株式会社ハイレゾ志倉社長との4者にて、立地に関する協定書認定式が執り行われました。

この2つの案件は、今後のわが町の産業振興に、特に情報通信産業に大きく寄与するものだと期待いたしております。

まず一つ目は千疋の工業団地、国の情報データセンターの設立。2つめは、株式会社ハイレゾによる中四国初の「AI開発用GPU専用データセンター」を設立し、旧綾上中学校でGPUサーバー100台。これは、スーパーコンピューター富岳の1.7倍の処理能力にあたります。約100億円の投資額が見込まれます。

そのうえ、(株)ハイレゾはアメリカNVIDIA社からエリートパートナーとして初認定された、国内最初の企業であります。今回のこの明るい、素晴らしいニュースに触発され以下、2つの質問をさせていただきます。

1、今回の情報データセンターの設立とハイレゾによる中四国初の「AI開発用GPUデータセンター」の設立により、綾川町にある小中高の児童、生徒たちに、世界の先端コンピューターテクノロジーに触れ、学ぶことができ、生成AIやICT教育を進め、深めることが肝要だと思っております。

今後の本町のICT教育への取り組みと、環境が整い次第さらなる高みを目指し、教

育特区指定を目指す考えがあるのかお聞かせください。

以上が一つ目です。

2、今回のデータセンターの設立、生成AIの企業誘致によって、今後、他市町村、そして他県からも綾川町に訪れる人々が大幅に増えてくると思います。その人達が本町の先端の生成AI、GPU専用コンピューターに触れ、そして学ぶ機会を作り出す為にどのように取り組む計画があるのかお聞かせください。また他県から、全国からの来訪者を増やす計画と方策をお教えください。

以上、2点でございます。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）浜口清海議員ご質問の「先端ICTの町を目指す取り組みは」についてお答えします。

まず、小中学校におけるICT教育推進については、GIGAスクール構想によりICT教育の推進に取り組んでおり、1人1台パソコンが整備され4年が経過し、令和7年度末に向けて機器更新の検討が県下で検討されております。

この間、家庭への持ち帰りガイドラインの策定、備品の整備を行い、授業での利用、家庭での利用推進に力を注いでおります。教育委員会では、町では小中学校の教員と情報化推進委員会を設置しており、情報交換と、今後のソフトおよびハード整備について検討すると同時に、情報リテラシーに対する研修も行っております。

さて、ご周知のとおり、旧綾上中学校には、株式会社ハイレゾ社の誘致によりAI開発用GPU専用データセンターが設立されます。中四国初の高性能GPUサーバーを備えたAI開発拠点として、計算資源を稼働し、高付加価値かつ安価なGPUクラウドサービスを展開すると聞いており、県内外の注目を受け、地域活性化が大いに期待されています。ハイレゾ社とは、誘致の協議において、廃校の有効活用として、地域活性化事業の提案があり、その中で小中学校の子どもたちに、1台数千万するGPUサーバーを実際に見学できる体験や会社の専門性を生かしたICT授業の実施などの提案を受けております。

教育特区については、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成する学校を自治体で設けることができるなど、様々な視点による制度が考えられます。ハイレゾ社の機器整備が2年後となる予定であり、その間、どのような提案があるのか、どのように連携するのか、子どもたちにどのような最先端のICT教育の提供ができるのかを検討した上で、特区指定が必要であれば申請を検討することになると考えます。まずは、今、ハイレゾ社と提携し、提供できる教育について協議を進め、特区についても研究してまいりたいと考えています。

また、全国の来訪者への企業見学などの機会についても、整備が完了するまでにはハイレゾ社と協議し、地域活性の一役を担っていただけるよう取り組んでまいります。

町にとって全国的に注目される企業誘致であり、これからの時代の最先端技術が目の前にある絶好の教育資源でありますので、子どもたちに夢を与えられるような取り組みを考えていきたいと考えております。

以上、浜口清海議員の「先端ICTの町を目指す取り組みは」についての回答とします。以上です。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（浜口）はい。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）力強い強いご回答ありがとうございました。

GIGAスクール構想推進委員会設置をして、進めようという姿勢は、非常に子どもたちのためにも有効な教育手段だと思います。そして、中四国初のGPUデータセンターですので、これを鳴り物にして、もっともっと、小学生中学生のみならず、高校生にも教育を進め、そして他市町村、他県からも来訪者を進める施策をとっていただきたいというふうに思います。

その辺りの、計画をお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）もちろん全国的なICTの機械が入りますので、当然、小中学生、それから高校生の、それはもう希望者になると思いますが、そういったいろんな教育がですね、行われているということであれば、声を聞いて参加できるような、そんなシステムを、また研究していきたいと考えておりますので、はい。よろしく申し上げます。

○いいまち推進室長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家）はい、議長。

○いいまち推進室長（福家）浜口議員ご質問の他方からの来訪者のことについてご説明をいたします。

私どもですね、もう何度もになりますけどちょっと地方創生のところの課でございまして、今過疎地域の活性化を図る中で、過疎地域の活性化の、過疎地域の活性化協議会の設立、それから、未利用施設の有効利用、それから関係人口の創出っていうこの大きな3点でですね、事業の方を進めております。

この中の、2点目の施設の利用というところで、今回、ハイレゾ社が決まったというところで大変喜んでおりますが、こういったところを含めてですね、地域全体で盛り上がって、元気なまちになって、他方からの来訪者っていうところが、綾川町に来れるように、また、空港から近い利点とか様々な利点もですね、こちらからPRしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○3番（浜口）はい。議長。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）これは質問ではなくて要望と提言ですけども、最後にですね、教育に携わる方はよくご存じだと思ふんですけども、思わぬですね、役立たずの劣等生からすごい子ども達が生まれることがあります。

私の息子の友人がいじめられっ子の鈍足の子で、不登校になりかけの子やったんですけども、コンピューターが好きで、西条市にいましたが、西条市ですね、コンピューターの本をすべて小学生の間に網羅したということで、学校の勉強はそこそこやったんですけども、一芸に飛び抜けた子がいました。

今現在、私の息子の友人は、東京プライムの上場会社の、大手企業のソフト開発の責任者で第一線でやっております。

教育関係に携わる方に、こういうお話をして失礼なんですけども、思わぬ劣等生、勉強ができないような子でも、すごい可能性を秘めた子は、他にもたくさんおると思います。

これはコンピューターだけでなく、他の分野でも、音楽である。また、ビジネスの世界でも優等生が、ビジネスの世界を制覇していることはありません。やる気のある、覇気のある、子たちがですね、今現在、日本の経済でもですね、頑張っております。

そういう目で、教育に携わる方に私が、お願いするのは恐縮なんですけども、温かい目を向けていただいて、思わぬ子がですね、思わぬ力を発揮するということを知っていただいて、私の最後の要望とお願いに代えさせていただきます。いろいろと、ご指摘ありがとうございました。またよろしく申し上げます。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）浜口委員に反論するわけではございませんが、劣等生であるとか、優等生というのはもう死語の世界でございまして、個性豊かなですね、一人ひとりに持ち味を生かした教育、そういったものを現在進めておりますので、ご安心ください。

以上でございます。

○3番（浜口）すいません。一言お詫び申し上げます。昭和の言葉を使いまして申し訳ありません。純昭和の人間で語彙が少なくすみませんでした。

○議長（河野）以上で、浜口君の一般質問を終わります。

○議長（河野）6番、小田郁生君。

○6番（小田）はい、議長。

○議長（河野）小田君。

○6番（小田）6番、小田です。

○6番（小田）長時間お疲れ様です。私がもう最後になりますんで。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

「道の駅滝宮」がリニューアルオープンして3年経過し、来客者数も順調に推移して

いるようであります。これも綾川町・指定管理者・J A及び商品出荷者などの関係者の努力の表れだと思います。

集客の為のイベント開催回数も増え、良い傾向であります。その一方問題点もあるように見受けられます。

まずは、イベント開催時での駐車可能台数の少なさ・平常時大型バスの駐車可能台数3台など、駐車場施設の改善をしていただきたいと思えます。

過去の常任委員会でも駐車場施設の改善についての質問がありましたが、今後の対策を含め執行部の考えをお聞かせください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 小田議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅滝宮は、うどん会館のリニューアルオープン以来、令和3年度は47万7千人余、令和4年度は44万9千人余、令和5年度は47万5千人余の来館者があり、また、昨年度の売上は、税抜きで8億2千万円余となっております。

コロナ禍でのオープンであったものの、賑わいをみせておるところであります。今後とも、綾バルや綾川プロジェクトなどを通じまして、道の駅滝宮をPRしてまいります。

ご質問の駐車場の件であります。イベント開催時におきましては、現有の駐車場では、とても収容しきれないことは、承知をしております。しかしながら、イベントは臨時的なものでありますので、これに対応できる駐車場の整備は今のところ考えておりません。

今まで通り役場駐車場の利用やイオンとの連携により対応してまいりたいと考えております。また、大型バスにつきましては、道の駅滝宮のホームページで周知し、事前連絡により台数分を確保するよう運用しております。いまのところ大きな問題なく対応できているとのことでもあります。

なお、今後は、駐車場の利用状況について詳細な調査を実施するとともに、来館者用駐車スペース確保のために、現在従業員駐車場の利用方法についても検討してまいりたいと考えております。

また、常時、路上駐車や国道の渋滞を引き起こし、迷惑をおかけする状況が起こるようであれば、その解消に向けて検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、小田議員の答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○6番（小田） 特にありません。

○議長（河野） ありませんか。

○6番（小田） よろしいです。

○議長（河野） 以上で小田君の一般質問を終わります。

○議長（河野）お諮りいたします。これより、委員会付託を議題といたします。

議案第1号から報告第2号までを、それぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議案第1号から報告第2号までを、それぞれ所管する常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野）これをもちまして、本日の日程は、全て終了しました。

○議長（河野）次の本会議は、6月14日午前10時より再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3時35分

第2日目（6月16日）

出席議員15名

1番 川崎泰史  
2番 三好和幸  
3番 浜口清海  
4番 大西哲也  
5番 森繁樹  
6番 小田郁生  
7番 三好東曜  
8番 十河茂広  
9番 植田誠司  
10番 西村宣之  
11番 大野直樹  
12番 岡田芳正  
13番 井上博道  
15番 福家利智子  
16番 河野雅廣

欠席議員

14番 福家功

会議録署名議員

13番 井上博道  
15番 福家利智子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻村育代  
総務課副主幹 田辺由花  
議会事務局書記 津村高史



## 追 加 議 事 日 程

- 第 1 8 報 告 第 4 号 所 管 事 務 調 査 通 知 書 について
- 第 1 9 議 員 派 遣 について

令和6年第3回 綾川町議会定例会

6月14日 午前10時開会

○議長（河野）おはようございます。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、本会議を再開いたします。

○議長（河野）なお、議場内撮影のため職員の入室を許可しております。

○議長（河野）これより議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）はい。

○議会運営委員長（福家利）おはようございます。

ただいま、議長より求められました、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日、午前9時より、常任委員会室において、議会運営委員会を開催いたしました。

開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは、前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

本定例会開会以降、これまで2件の追加案件が提出されました。

提出された案件は、総務常任委員長からの報告案件1件、「所管事務調査通知書について」及び、議長発議による「議員派遣について」です。当委員会として、今定例会で審議することが妥当として決定し、日程に追加することとしました。

この後、各常任委員会からの委員長報告を受けた後、質疑・採決と進め、今定例会を閉会いたしたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力お願い申し上げますとともに、十分な審議をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、本日、総務常任委員長より提出されました報告第4号「所管事務調査通知書について」及び、議長発議「議員派遣について」の2件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（河野）これより、委員長報告を求めます。

○議長（河野）委員長の報告を求めます。

○議長（河野）総務常任委員長、植田誠司君。

○総務常任委員長（植田） はい、議長。

○議長（河野） 植田君。

○総務常任委員長（植田） 9番、植田です。

○総務常任委員長（植田） ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、6月11日、午前9時27分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員5名（欠席1名）と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また8名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は9件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第1号「綾川町立学校及び認定こども園の学校給食費に関する条例の制定について」説明を求めました。

執行部より、「給食費の公会計化に伴い、制度を整備するための条例制定である。公会計化して町の一般会計で公費として扱うことで、より透明性が高まり、学校給食費の管理業務改善につなげるものであり、国の指導に伴う全国的な取り組みであるとともに、保護者の利便性の向上のための制度である。なお、運用に関しては規則で定める。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第3号「綾川町民体育施設条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「旧綾上中学校体育施設を町民体育施設の対象から削除するため、また、綾川町B&G綾上海洋センターアリーナに整備された空調設備を、一般利用者が使用した際における使用料金の徴収について規定するための改正である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第4号「綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「綾川中学校の体育館及び武道場において整備された空調設備を、学校体育施設開放事業において、一般利用者が使用した際における使用料金の徴収について規定するための改正である。」との説明がありました。

委員より、「利用者の空調使用の管理を、どのように行うのか。」との質問があり、執行部より、「空調設備の使用料については、一般利用者から利用実績を提出してもらう事での、自己申告制により徴収することとしている。燃料であるガスのメーターの確認や、抜き打ちでの空調使用チェックなどにより管理を行う予定としている。」との答弁

がありました。

委員より、「空調設備の利用期間は設けているか。」との質問があり、執行部より、「近年の異常気象などの影響も考慮し、利用期間の設定はしていない。」との答弁がありました。

委員より、「一般利用者が空調を使用しない予定としていても、施設使用当日の気温などにより、空調を使用することができるということでしょうか。」との質問があり、執行部より、「施設利用者が施設使用当日に判断していただき、使用することができる。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第5号「工事請負契約の締結について（令和6年度綾川町立陶小学校校舎改修工事（建築）」について説明を求めました。

執行部より、「指名競争入札を5月23日に執行した結果、有限会社ヘビーワン 代表取締役 小川 一氏と、消費税込み7,084万円で5月28日に仮契約を締結したため、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。工事の概要は、陶小学校校舎の外壁改修、ひび割れ補修、屋上防水補修、バリアフリー用スロープ等設置工事である。」との説明がありました。

委員より、「スロープは、介助が無くても利用できる想定のものか。」との質問があり、執行部より、「医療的ケア児が入学予定であり、対象児童は車いすで介助が必要であるとの想定で整備を計画している。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第6号「物品売買契約の締結について（令和6年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車更新事業）」について説明を求めました。

執行部より、「指名競争入札を5月30日に実施した結果、株式会社福島商会 代表取締役 福島桂子氏と、消費税込み1,562万円で、5月31日に仮契約を締結したため、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。整備内容は、小型動力消防ポンプ付積載車2台で、四輪駆動の軽トラックに赤色灯・収納器具等の艀装及び資機材を搭載するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第7号「物品売買契約の締結について（令和6年度綾川町綾上学校給食調理場厨房機器購入事業）」について説明を求めました。

執行部より、「指名競争入札を5月23日に執行した結果、四国厨房器製造株式会社 代表取締役 片岡敦子氏と消費税込みで2,354万円で5月28日に仮契約を締結したため、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。概要については、老朽化した厨房機器の更新と、こども園への給食提供を行うため不足している食器

消毒保管機や、アレルギー、離乳食対応のための機器を購入するものである。」との答弁がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第8号「財産の処分について」の説明を求めました。

執行部より、「香川県より、長柄ダム再開発事業の事業用地確保のため、綾川町所有地の普通財産売却申請があり、土地については、所在地・地目・面積は、綾川町東分字九十谷乙544番 外11筆で、地目は山林・11筆、墓地・1筆、面積5万818.08平方メートル、また、立木については、杉・桧合わせて178本について、合計金額4,431万9,138円で、香川県知事 池田豊人氏と5月9日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第9号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について」説明を求めました。

執行部より、「総務委員会関係での歳出はないが、歳入の総務費国庫補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として8,613万円の増額である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」説明を求めました。

執行部より、総務課関係では「令和5年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車更新事業について、2,838万円を繰り越したもので、財源としては県支出金、地方債を充当する。本事業は使用車体のダイハツ工業株式会社の車体性能試験の不正行為により納車が遅れたものであるが、5月22日に納品検査を実施した。」との説明がありました。

また、学校教育課関係では、「綾川中学校武道場空調設備工事の2,643万6千円で、財源は地方債と一般財源である。なお、工事については4月10日に竣工し、5月の総務委員協議会で報告済みである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より「第3期綾川町総合戦略策定について」説明がありました。

委員より、「プロポーザルは何社の応募であったのか。」との質問があり、執行部より、「7社指名し、応募は4社で、その4社から決定した。」との答弁がありました。

委員より、「選定した会社は、今後どのようなサポートや提案をしてくれるのか。」との質問があり、執行部より、「詳細な現状分析による検証及び検討をした上で、5年後

の目標に向けて、人口ビジョン及び総合戦略の策定について支援してもらうもので、今後どのようなことを行わなければならないか提案がある。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「綾川町中間管理住宅の進捗について」説明がありました。

委員より、「現地踏査を行う予定はあるのか。」との質問があり、執行部より、「竣工時に現地踏査を予定している。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「2024 あやがわ駅バルの開催について」説明がありました。

委員より、「去年と同様の屋台方式で行うのか。」との質問があり、執行部より、「そのとおりである。」との答弁がありました。

それに対し、委員より、「車イスなどの障害者の方や子育て世代の方も参加できるように、実行委員会で検討してほしい。」との要望がありました。

委員より、「去年は雨で中止になったこともあるが、対策は考えているのか。」との質問があり、執行部より、「出店者に工夫をしてもらった上で雨天でも行うが、雷注意報などが発令された場合は躊躇なく中止する。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「ふるさと納税について」説明があり、委員からの質問は特にありませんでした。

次に、執行部より、「令和5年度 綾川町教育委員会評価について」5名の評価委員による評価資料により、各事業の評価が示され、主なものについて説明がありました。

委員より、「不登校生徒への対応について、フリースクールやメタバースなどに出席した場合は、学校の出席と認定されるのか。」との質問があり、執行部より、「フリースクールについては、現地確認等を行ったうえで出席認定している場合がある。メタバース等については、今後の検討課題とする。」との答弁がありました。

次に、委員より、「通学路の安全について」質問があり、執行部より「現状を把握したうえで、関係各課と協議し対応を考えたい。」との答弁がありました。

委員より、「各消防団で緊急走行訓練は行っているのか。」との質問があり、執行部より、「訓練や役員会などにおいて指導している。」との答弁がありました。

それに対し、委員より、「綾川分署が消防団に訓練の指導をしているのか。」との質問があり、執行部より、「資機材操作訓練や消火活動訓練の際に指導を受けている。」との答弁がありました。

次に、委員より、「綾川町学校給食調理場施行規則について」質問があり、執行部より「規則改正を行う。」との答弁がありました。

すべての審議を午前10時57分に終え、総務常任委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長 小田郁生君。

○厚生常任委員長（小田） 議長。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） 6番、小田郁生。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、6月11日、午後1時26分より、常任委員会室において厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また4名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は、議案1件と報告1件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第9号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について」説明を求めました。

執行部より、歳出については、「新たな住民税非課税世帯、及び均等割りのみ課税世帯 生活支援臨時給付金事業として、補助金、委託料などの増額補正である。」との説明がありました。

続いて、歳入については、「総務費国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額補正し、給付金事業に全額充当する。」との説明がありました。

委員より、「外国人の申請について、対応や勤務先の企業との連携方法について」質問があり、執行部より「令和6年1月2日以降に入国した外国人は所得証明書の添付は必要なく、申請書のみの提出となる。過去の例からも、外国人は自分で情報を得て、申請に来ている。また、企業からの問い合わせも多くあり、心配はしていない。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、報告第1号「繰越明許費 繰越計算書」について説明を求め、執行部より、総務費の戸籍住民基本台帳費の1事業で1,161万6千円と、民生費の社会福祉費で、臨時給付金給付事業の2事業合わせて154万円について、繰越理由と繰越額及び財源について報告がありました。

委員より質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より「綾川町認定こども園の学校給食費に関する規則の制定について」説明がありました。

次に執行部より「带状疱疹ワクチンの補助申請状況及び老健あやがわの面会方法の変更について」報告がありました。

次に執行部より、「BCGワクチン接種誤りについての対応状況及び検証委員会の開催について」報告がありました。

次に委員より、「アイシティエコプロジェクトの活用について」質問があり、執行部より、「プラスチック資源循環促進法が制定されており、他市町の状況をみながら検討

していきたい。」との答弁がありました。

次に委員より、「出生率向上のため、子育ての拠点づくり等、新たな施策について」質問があり、執行部より、「子育てのしやすい環境づくりのため、既存の子育て支援施設の更なる充実を図っていく。また、婚活事業としては、県のEN-MUSUかがわの入会登録料補助を行っている。」との答弁がありました。

次に委員より、「こども園で熱中症になった場合の救急搬送等の考え方について」質問があり、執行部より、「園で作成しているマニュアルに基づき対応している。状況により保護者に確認を取り、救急搬送等を行う。」との答弁がありました。

次に委員より、「子育て支援施設『きらり』の“すいっち“の部屋は、どのような場所か。」との質問があり、執行部より、「不登校の子どもの居場所づくりとして、自由な時間を過ごし、保護者からの相談も受けている。少人数対応のため、積極的に広報はしていないが、学校等から情報をいただき、案内している。」との答弁がありました。

次に委員より、「福祉タクシー事業について、同一敷地内に普通自動車免許保有者がいないことという条件を外してほしい。」との要望があり、執行部より、「ゼロから始めた事業なので状況をみながら検討していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「福祉タクシー事業で、行先と利用目的などの情報収集について」質問があり、執行部より、「行先は、ほとんどが町内で、医療機関の受診や買い物で使っていた。今後集計をとりたい。」との答弁がありました。

次に委員より、「父子手帳を交付している自治体があるので、綾川町も検討をしては。」との要望があり、執行部より、「現在配布している母子手帳に、父親の役割の記載があるが、今後、状況をみながら検討していく。」との答弁がありました。

すべての審議を午後2時18分に終え、厚生常任委員会を閉会いたしました。

以上で、厚生常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長 十河茂広君。

○建設経済常任委員長（十河）議長。

○議長（河野）十河君。

○建設経済常任委員長（十河）8番、議長、十河です。

○建設経済常任委員長（十河）ただいまより、建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、6月12日午前9時27分より、常任委員会室において建設経済常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員4名と議長、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また6名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は4件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第2号「下水道法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴う関係条例の

整理に関する条例の制定について」説明を求めました。

執行部より、「下水道法施行令の一部改正及び、国が示している標準下水道条例の一部改正などに伴い、綾川町下水道条例と綾川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する必要が生じたため、これら2つの条例を改正する条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。施行期日は、専属義務の見直し及び、添付書類の名称変更については公布日、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める規定については、政令の施行日に合わせ、令和7年4月1日とする。」との説明がありました。

委員より、特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第10号「町道路線の認定について」説明を求めました。

執行部より、「5月28日開催の委員協議会において現地踏査を行った開発道路1路線について、本町の町道路線の認定基準第3条第1項第9号の規定を満たすことから町道として路線認定を行うものであり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。」との説明がありました。

委員より、特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」経済課関係2件、建設課関係4件の繰越額及び財源、並びに当該事業の進捗状況について報告を受けました。

委員より、特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、報告第2号「令和5年度（第19期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業報告及び決算について」及び「令和6年度（第20期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」定時株主総会議案書を基に報告がありました。

委員より、「令和5年度のそば製品の販売状況について」質問があり、執行部より、「そば粉としては685kgを販売し、その他、玄そばのままで製粉会社へ販売したものもある。」との答弁がありました。

また、委員より、「今後の綾川そばの商品展開、販路拡大、学校給食での使用について」の質問があり、執行部より、「今までにいろいろなところでPR活動をしてきたが、そば店への売り込みなど販路拡大については今後の検討課題である。また、そばアレルギーは非常にきついものであるため、学校給食では使えない。」との答弁がありました。

また、委員より、「綾川町産がわかる表示について」質問があり、執行部より、「販売をしている讚さん広場滝宮店やJAに意見をつないでいく。」との答弁がありました。

また、委員より、「農業振興公社の今後5年間の事業展開について」質問があり、執行部より、「今後も遊休農地の解消並びに遊休農地防止化に取り組んでいく。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認い

たしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より、「道の駅滝宮・綾川町うどん会館の実績報告について」報告がございました。

委員より、「来場している人の性別、年齢層等のデータ把握について」質問があり、執行部より「把握はしていないと思われる。」との答弁がありました。

また、委員より、「売上が下がってきたときの対策に利用するためのデータ収集について」の質問があり、執行部より、「うどん会館の運営については、指定管理者制度を活用し、民間のノウハウを持った指定管理者が経営を行っており、対策を講じる手段は持ち合わせていると考えている。今後、売上が落ち込む状況になれば、町と指定管理者と協議をしてみたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「指定管理者でどのようなデータを取っているのかがわかれば報告をして欲しい。」との要望もあわせてございました。

また、委員より、「指定管理者や各テナントからの売上報告について」質問があり、執行部より、「道の駅滝宮運営協議会を毎月1回開催し、指定管理者と各テナントから売上げや来場者からの意見について協議をしている。」との答弁がありました。

また、委員より、「令和6年3月以降の来客数の減少傾向対策について」質問があり、執行部より、「指定管理者に伝え、対策を考えていただく。」との答弁がありました。

また、委員より、「駐車場の利用率について」質問があり、執行部より、「駐車場の利用状況につきましては、はっきりしたデータはないが、午前中は混んでいると指定管理者からは聞いている。今後、調査を実施し、データをとっていくことを考えている。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「建設課及び経済課に係る令和6年5月28日の大雨による被災状況について」、「綾バルの開催日について」、「あやがわスマイル応援券発行事業の実施状況について」、「主基斎田お田植えまつりについて」報告がありました。

委員より、「デジタル商品券の方式について」質問があり、執行部より「QRコードを読み取り、利用者が金額を入力して支払う方法である。今回は応援券のみの使用を考えている。」との答弁がありました。

また、委員より「空き家活用の宿の補助について」質問があり、執行部より、「宿泊施設の支援としては、創業支援制度があるが、活用できるかどうかは個別に検討していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「兼業農家への町単独補助について」質問があり、執行部より「令和6年度から兼業農家に対し県補助制度が始まり、また、国では食料農業農村基本法改正の中で、多様な農業者が位置付けられたことから、今後どのような施策が打たれるか注視していきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「農業へのAI活用について」質問があり、執行部より「香川県中讃農業改良普及センターが詳しいと思われるので、その動向について問い合わせしてい

く。」との答弁がありました。

すべての審議を午前 11 時 3 分に終え、建設経済常任委員会を閉会しました。

以上で建設経済常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） これより、採決を行います。

○議長（河野） 議案第 1 号、「綾川町立学校及び認定こども園の学校給食費に関する条例の制定について」から議案第 4 号、「綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について」までの 4 件を一括して採決いたします。

○議長（河野） これら 4 件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第 5 号、「工事請負契約の締結について」から議案第 7 号、「物品売買契約の締結について」までの 3 件を一括して採決いたします。

○議長（河野） これら 3 件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって議案第 5 号から議案第 7 号までの 3 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第 8 号、「財産の処分について」までを採決いたします。

○議長（河野） 本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第 9 号、「令和 6 年度綾川町一般会計補正予算（第 1 号）について」を、採決いたします。

○議長（河野） 本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第 10 号、「町道路線の認定について」を、採決いたします。

○議長（河野） 本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 次に、報告第 1 号、「繰越明許費繰越計算書について」及び、報告第 2 号、「令和 5 年度（第 18 期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業報告及び決算及び令和 6 年度（第 19 期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」の 2 件を、

承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって報告第1号及び報告第2号の2件は、原案のとおり承認されました。

○議長(河野) 発議第1号、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長(河野) お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(河野) 発議第2号、議会広報編集特別委員長から、「議会広報編集特別委員会の広報誌の編集及び発行に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長(河野) お諮りいたします。議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本件は、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(河野) 追加日程第18、報告第4号、「所管事務調査通知書について」を議題といたします。

総務常任委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、所管事務調査通知書が、提出されております。

内容については、お手元配布のとおりでありますので、説明は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。

○議長(河野) お諮りいたします。本件について、お手元の通知書のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、本件は、総務常任委員長からの通知書のとおり、承認することに決定いたしました。

○議長(河野) 追加日程第19、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についてはお手元配布の通り、派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。

○議長（河野）お諮りいたします。よって、本件はお手元配布のとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長（河野）以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。

○議長（河野）従って、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日で閉会いたしたいと思います。閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに、決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

○議長（河野）令和6年第3回綾川町議会定例会を閉会いたします。

○議長（河野）ありがとうございました。

閉会 午前 10時44分